

鹿児島市国民保護計画

令和6年4月 変更

鹿児島市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市国民保護計画の周知徹底	2
5	市地域防災計画との関連	3
6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1	関係機関の事務又は業務の大綱	9
2	関係機関の連絡先	11
第4章	市の地理的、社会的特徴	12
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急処理事態	22
第2編	平素からの備えや予防	24
第1章	組織・体制の整備等	24
第1	市における組織・体制の整備	24
1	市の各局等における平素の業務	24
2	市職員の参集基準等	【全局等】26
3	消防機関の体制	【消防局】28
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	【関係局等】29
第2	関係機関との連携体制の整備	30
1	基本的考え方	【危機管理課、消防局】30
2	県との連携	【危機管理課】30
3	近接市町村との連携	【危機管理課、消防局】31
4	指定公共機関等との連携	【危機管理課、保健所、消防局、市立病院、関係局等】31
5	ボランティア団体等に対する支援	【危機管理課、地域福祉課、関係局等】32
第3	通信の確保	【危機管理課、消防局】33
第4	情報収集・提供等の体制整備	35
1	基本的考え方	【危機管理課】35
2	警報等の伝達に必要な準備	【危機管理課、消防局】35

3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・【危機管理課、市民局】	3 7
4	被災情報の収集・報告に必要な準備・【危機管理課、消防局】	3 8
第 5	研修及び訓練・	3 9
1	研修・【危機管理課、消防局】	3 9
2	訓練・【危機管理課、消防局】	3 9
第 2 章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・	4 1
1	避難に関する基本的事項・【関係局等】	4 1
2	避難実施要領のパターンの作成・【危機管理課、消防局】	4 2
3	救援に関する基本的事項・【関係局等】	4 3
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・【危機管理課、交通政策課】	4 3
5	避難施設の指定への協力・【危機管理課】	4 3
6	生活関連等施設の把握等・【危機管理課、関係局等】	4 4
第 3 章	物資及び資機材の備蓄、整備・	4 6
1	市における備蓄・【危機管理課、関係局等】	4 6
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等・【全局等】	4 7
第 4 章	国民保護に関する啓発・	4 8
1	国民保護措置に関する啓発・	
.【危機管理課、広報課、消防局、教育委員会】	4 8	
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・	
.【危機管理課、消防局】	4 8	
第 3 編	武力攻撃事態等への対処・	4 9
第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・	4 9
1	市の初動体制の確保・【全局等】	4 9
2	武力攻撃の兆候に関する連絡があった場合の対応・【全局等】	5 1
第 2 章	市対策本部の設置等・	5 2
1	市対策本部の設置・【全局等】	5 2
2	通信の確保・【本部総括班、消防対策部】	9 0
第 3 章	関係機関相互の連携・	9 2
1	国・県の対策本部との連携・【本部総括班】	9 2
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等【本部総括班】	9 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・【本部総括班】	9 3
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託・【本部総括班】	9 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・【本部総括班、人事班】	9 4
6	市の行う応援等・【本部総括班】	9 4
7	ボランティア団体等に対する支援等・	
.【本部総括班、救助班、救援物資受付班】	9 5	
8	住民への協力要請・【全対策部】	9 5
第 4 章	警報及び避難の指示等・	9 7

第1	警報の伝達等	97
1	警報の内容の伝達等	【全対策部】 97
2	警報の内容の伝達方法	【全対策部】 98
3	緊急通報の伝達及び通知	【全対策部】 99
第2	避難住民の誘導等	100
1	県からの避難措置の指示の通知	【本部総括班】 100
2	避難の指示の通知・伝達	【本部総括班、消防対策部】 100
3	避難実施要領の策定	【本部総括班】 101
4	避難住民の誘導	【全対策部】 105
5	武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項	107
第5章	救援	111
1	救援の実施	【輸送班、契約班、救助班、環境衛生班、遺体収容班、 建設対策部、教育班、救護班、消防対策部】 111
2	関係機関との連携	【本部総括班、救助班、消防対策部】 112
3	救援の内容	【本部総括班、救助班、救護班】 112
第6章	安否情報の収集・提供	113
1	安否情報の収集	【全対策部】 113
2	県に対する報告	【安否情報班】 116
3	安否情報の照会に対する回答	【安否情報班】 117
4	日本赤十字社に対する協力	【安否情報班、救助班】 119
第7章	武力攻撃災害への対処	120
第1	武力攻撃災害への対処	120
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	【本部総括班、消防対策部】 120
2	武力攻撃災害の兆候の通報	【本部総括班、消防対策部】 120
第2	応急措置等	121
1	退避の指示	【本部総括班、消防対策部】 121
2	警戒区域の設定	【本部総括班、消防対策部】 122
3	応急公用負担等	【本部総括班、消防対策部】 123
4	消防に関する措置等	【消防対策部】 124
第3	生活関連等施設における災害への対処等	126
1	生活関連等施設の安全確保	【関係対策部】 126
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	【保健所班、消防対策部】 126
第4	NBC攻撃による災害への対処	【本部総括班、環境対策部、保健所班、消防対策部】 128
第8章	被災情報の収集及び報告	【全対策部】 131
第9章	保健衛生の確保その他の措置	132
1	保健衛生の確保	【保健所班、救護班、水道対策部】 132
2	廃棄物の処理	【清掃総務班】 133
第10章	国民生活の安定に関する措置	134

1	生活関連物資等の価格安定	【消費生活班、産業班】	1 3 4
2	避難住民等の生活安定等	【教育班、被害調査班】	1 3 4
3	生活基盤等の確保	【水道対策部、生産流通班、河川港湾班、道路部】	1 3 4
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	【本部総括班、消防対策部】	1 3 5
第 12 章	鹿児島市の特性に応ずる対処		1 3 9
1	市街地等における対処		1 3 9
2	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処		1 4 0
3	桜島地域における対処		1 4 2
4	川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処		1 4 2
第 4 編	復旧等		1 4 3
第 1 章	応急の復旧		1 4 3
1	基本的考え方	【全対策部】	1 4 3
2	公共的施設の応急の復旧	【全対策部】	1 4 3
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	【全対策部】	1 4 4
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等		1 4 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	【全対策部】	1 4 5
2	損失補償及び損害補償	【全対策部】	1 4 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	【全対策部】	1 4 5
第 5 編	緊急対処事態への対処		1 4 6
1	緊急対処事態	【本部総括班】	1 4 6
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	【全対策部】	1 4 6

第1編 総論

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が極めて重要である。しかし、このような努力にもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の責務である。

そのため、市は、その責務を明らかにするとともに、市の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法 3 ②、16 関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法 35 関係）

市は、その責務にかんがみ、法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項（法 35②関係）

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に

関する事項

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する情報は、随時更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続（法 35⑧関係）

- (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

- (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事との協議は要しない。）。

4 市国民保護計画の周知徹底

- (1) 市国民保護計画の周知徹底

市国民保護計画の内容は、県、近接市町村、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

(2) 市国民保護計画の運用・習熟

市国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

5 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、市地域防災計画の定め例により対応する。

6 用語の定義

市国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

(1) 法令の表記

用語等	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国際人道法	第 1 ジュネーヴ条約、第 2 ジュネーヴ条約、第 3 ジュネーヴ条約、第 4 ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災対法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
警職法	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）

(2) 機関名等の表記等

用語等	定義
国の対策本部	事態対策本部、緊急処理事態対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急処理事態現地対策本部

国の対策本部長	事態対策本部長、緊急対処事態対策本部長
国の現地対策本部長	武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長
県対策本部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部
県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県対策本部長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
市対策本部	鹿児島市国民保護対策本部、鹿児島市緊急対処事態対策本部 市の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
市現地対策本部	市対策本部の事務の一部を行う組織
市対策本部長	鹿児島市国民保護対策本部長、鹿児島市緊急対処事態対策本部長
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第 63 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。
消防機関	市町村が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

(3) 特定の用語等

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 必要に応じて「災害」と記載する。
基本指針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な在宅の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダ ー テ ィ ボ ム	放射性物質を混入させた爆弾をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第 2 条の 2 第 2 号）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第 27 条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で令第 28 条で定めるものをいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物資等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特定公共施設等	港湾施設、空港施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊急通行車両	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法5関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法8関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

市は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法4関係）

市は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法7関係）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意し、放送事業者である指定公共機関及び指定地

方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 関係）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、本市に居住し、又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

(10) 本市の地域特性に配慮

本市は、市域が南北 50.9km と長い海岸線を有するとともに、市街地の対岸に桜島を抱えるという地理的特性を有する。

また、大規模石油備蓄基地を含め、石油コンビナート等特別防災区域が 2 地区指定されているほか、本市の一部の地域は、川内原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域となっている。

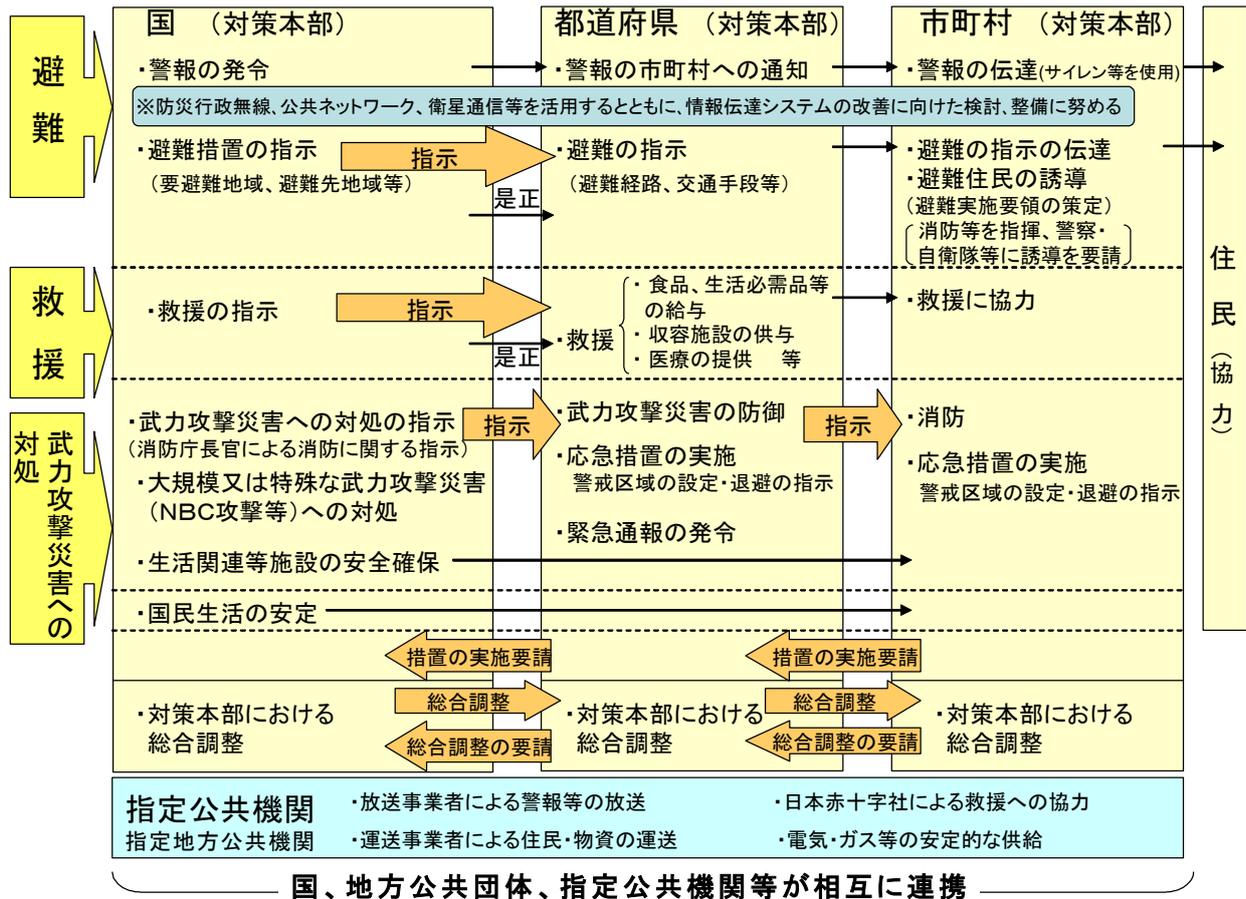
一方、県人口の 1/3 を超える、約 60 万人が集中する県の政治、経済及び交通等の中核地域である。

市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に十分配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿児島市	1 国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 緊急対処事態に関する措置の実施

(2) 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿児島県	1 国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関するこ と。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
鹿児島労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 空港使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全保安
福岡航空交通管制部 那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害 への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
病院その他の医療機関	1 医療、看護の確保
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
道路管理者	1 道路の管理
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用、秩序の維持
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

2 関係機関の連絡先

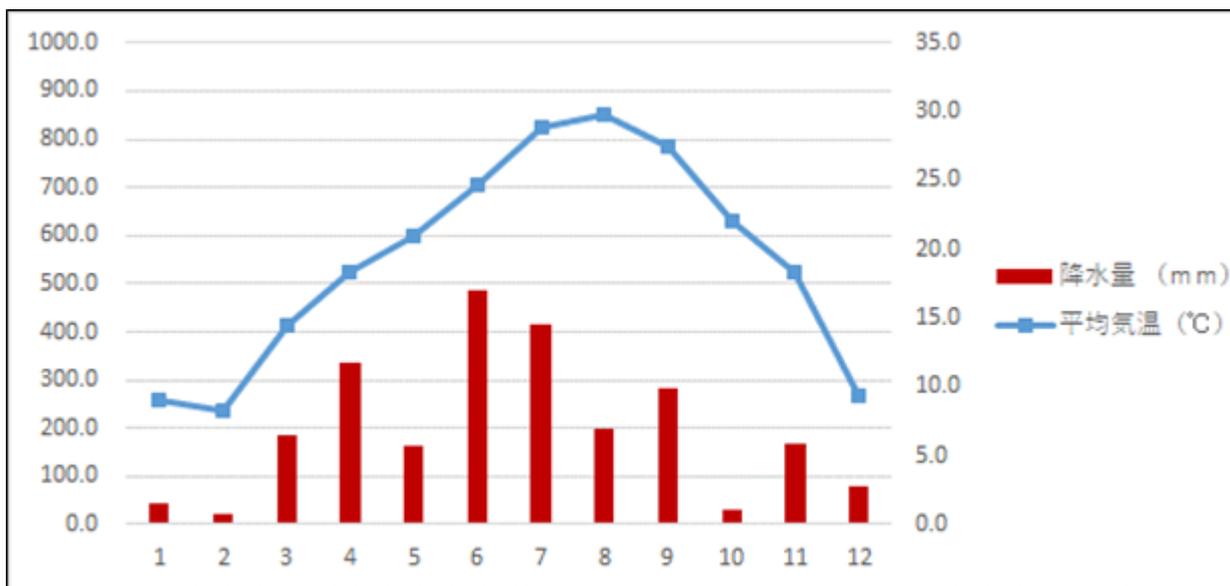
関係機関の連絡先は、資料編のとおりである。

(2) 気候

本市の気温は、過去5年間の平均によると夏季最高気温は36.0℃、冬季最低気温は0.0℃であり、年間平均気温19.2℃という温暖な気候に恵まれている。平年の年間降水量は2,609mmで、6月から8月にかけて最も多く、年間降水量の50%はこの時期に降る。

平均風速は3.3m/秒で、東寄りの風が吹く日には、活発な火山活動を続けている桜島の火山灰が市街地に降ることがある。(令和4年の桜島爆発回数235回、市役所本庁での年間降灰量118g/m²)

【鹿児島市の月別降水量と月別平均気温（令和4年1月～12月）】



(3) 人口分布

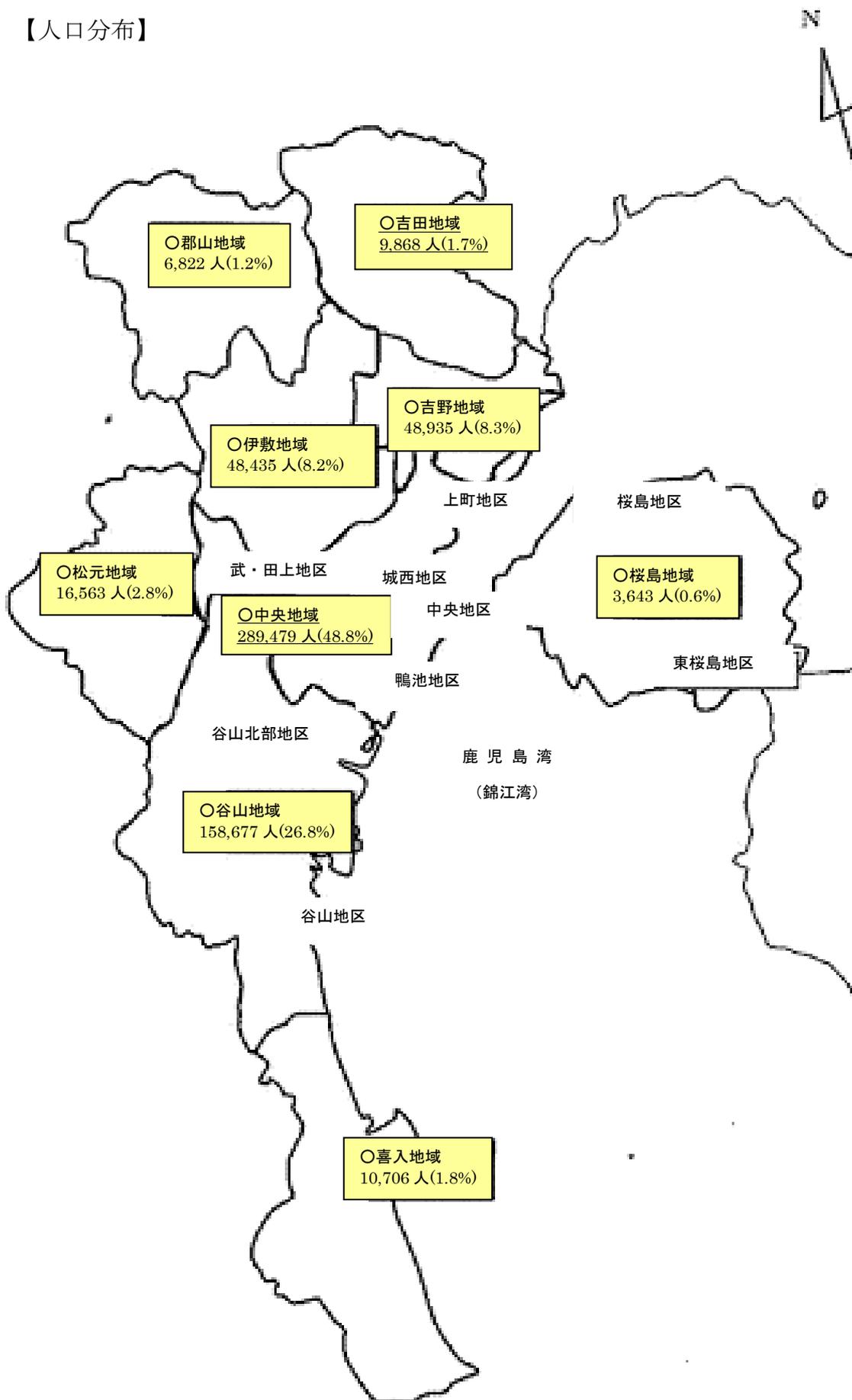
令和2年の国勢調査によると、本市の人口は593,128人で、県全体の37.3%を占めており、世帯総数は279,644世帯、人口密度は1083.2人/km²となっている。65歳以上の高齢者人口の構成比は28.6%となっており、本市に在住する外国人は、2,432人となっている。

【参考：人口及び人口密度（令和2年国勢調査）】

地 域	人 口（人）			人口密度 （人/km ² ）
	総数（割合%）	男	女	
中央地域	289,479(48.8%)	133,303	156,176	5,919.8
谷山地域	158,677(26.8%)	75,438	83,239	1,485.7
伊敷地域	48,435(8.2%)	22,041	26,394	849.7
吉野地域	48,935(8.3%)	22,904	26,031	1,473.9
吉田地域	9,868(1.7%)	4,559	5,309	180.1
桜島地域	3,643(0.6%)	1,711	1,932	47.4
喜入地域	10,706(1.8%)	5,006	5,700	174.9
松元地域	16,563(2.8%)	7,966	8,597	324.1
郡山地域	6,822(1.2%)	3,202	3,620	118.0
合 計	593,128(100%)	276,130	316,998	1083.2

※地域区分は、「第六次鹿児島市総合計画」に基づく地域別である。

【人口分布】



(4) 道路の位置等

市内の道路網は、高規格幹線道路 6 路線をはじめ、一般国道 7 路線、県道 37 路線（主要地方道 15 路線、一般県道 22 路線）及び市道からなっている。

九州縦貫自動車道は、鹿児島市からえびの JCT を通じて熊本県及び宮崎県と、国道 3 号が日置市と、国道 10 号が始良市と繋がっている。

また、隣県等の広域的な交流ネットワークを強化する道路として東九州自動車道、南九州西回り自動車道の整備が順次進められており、それらの道路と一体となって地域相互の交流・連携の促進や、空港・港湾等への連結を強化する鹿児島東西幹線道路の整備が進められている。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、九州新幹線や在来線によるネットワークが形成されている。

九州新幹線の発着駅である鹿児島中央駅の令和 3 年度の平均利用者数は 1 日あたり約 1 万 5 千人となっている。

港湾は、県管理の重要港湾が 1 港（鹿児島港）、地方港湾が 2 港（桜島港、喜入港）、市管理の地方港湾が 1 港（19 地区）ある。

また、漁港は、県管理漁港が 1 港（谷山漁港）、市管理漁港が 3 港ある。

鹿児島港は、本市の海の玄関口であり、穀物及び飼料を中心とする貿易や県内外の物流拠点の港湾である。また、南北 20 km に渡り、本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区、浜平川港区の 7 つの港区で構成されている。

(6) 石油コンビナート等特別防災区域

本市には、石油コンビナート等特別防災区域が 2 地区（鹿児島、喜入）指定されている。

鹿児島地区には、屋外貯蔵タンクが 40 基ある。

喜入地区には、屋外貯蔵タンクが 69 基あり、大規模石油備蓄基地でもある。

【特別防災区域の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）】

特別防災区域名	特定事業所数	総面積（万㎡）	石油の貯蔵・取扱量（KL）	高圧ガスの処理量（N m ³ ）	その他
鹿児島	3	66	202,038	0	
喜入	1	192	8,821,655	56,645	民間備蓄（地上タンク）

(7) 観光客等

令和 3 年中に本市を訪れた入込観光客数は、507 万 1 千人であり、内訳は、宿泊客が 216 万 1 千人、日帰客が 291 万人となっている。

【道路、鉄道、港湾の位置等】



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(2) 類型ごとの特徴

① 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。・着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。・被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none">・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁などに対する注意が必要である。 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ・ダーティボムが使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市、県、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(3) NBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 ・核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 ・このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが予想される。 ・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射性障害が発生するおそれがある。
----	--

留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。
-----	--

② 生物兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態（法 183 関係）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
③危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
④ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものになる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
②列車等の爆破	

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局等における平素の業務（法41関係）

市の各局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各局等における平素の業務】

部局名	平 素 の 業 務
危機管理局	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する総合調整に関すること。・市国民保護協議会の運営に関すること。・市国民保護計画の作成に関すること。・国民保護に関する県その他関係機関との連絡調整に関すること。・国民保護に関する相互応援協定等に関すること。・自主防災組織等に対する支援に関すること。・通信体制の整備、確保に関すること。・警報及び緊急通報の伝達に関すること。・被災情報及び安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。・国民保護措置に関する研修及び訓練に関すること。・避難実施要領の策定に関すること。・避難誘導體制の整備に関すること。・物資、資機材の備蓄体制に関すること。・国民保護に関する啓発に関すること。・要配慮者の支援体制整備に関すること。・生活関連等施設の把握に関すること。・特殊標章等の交付及び管理に関すること。（消防局長の所轄の消防職員を除く。）・所管施設の安全確保に関すること。 など

総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報体制の整備に関すること。 ・外国人への情報提供のための体制整備に関すること。 ・市税の減免及び徴収猶予に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
企画財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送機関の輸送能力等の把握に関すること。 ・国民保護対策関係の予算に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の相談及び問い合わせに関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会ボランティアセンターに対する支援に関すること。 ・医師会などの関係機関との連絡調整に関すること。 ・要配慮者の支援体制整備に関すること。 ・救援に関する体制の整備に関すること。 ・避難所の運営体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
こども未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設などの関係機関との連絡調整に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体等との連絡調整に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
観光交流局	<ul style="list-style-type: none"> ・観光団体等との連絡調整に関すること。 ・観光客への情報提供のための体制整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資機材の調達体制の整備に関すること。 ・避難経路等の把握及び関係機関との連携に関すること。 ・避難生活者の住宅計画に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・装備、資機材の整備に関すること。 ・危険物、高圧ガス、火薬類の保安体制に関すること。 ・消防機関、医療機関との連携に関すること。 ・通信体制の整備、確保に関すること。 ・警報及び緊急通報の伝達に関すること。 ・被災情報の収集、提供体制の整備に関すること。 ・避難誘導體制の整備に関すること。 ・要配慮者の支援体制整備に関すること。 ・国民保護に関する訓練に関すること。 ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など

市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時医療体制の整備に関すること。 ・医療従事者の派遣に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水等体制の整備に関すること。 ・復旧用資機材の調達体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
船舶局	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する学校における啓発に関すること。 ・公立学校における避難誘導體制の整備に関すること。 ・児童生徒の安全確保に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。 	など

2 市職員の参集基準等 (法 41 関係) **【全局等】**

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃が発生した場合等において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局と連携を図りつつ当直体制等を整備するなど、速やかに市長及び危機管理課職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報収集体制	危機管理課職員が参集
②市危機対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全局等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	市の全局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	市の全局等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理局長が行うものとし、②の体制を整えるかどうかの判断は、市長が行うものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

- 第1位：危機管理局担当副市長
- 第2位：上記以外の副市長
- 第3位：総務局長
- 第4位：危機管理局長

※事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

(6) 参集した職員の主な所掌事務

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【参集した職員の主な所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係機関からの情報収集 ・ 県及び関係機関への情報提供、連絡 ・ 通信の確保
②市危機対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。
③市国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について整備する。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保
- ⑤ 通信の確保 等

3 消防機関の体制（法 41 関係） **【消防局】**

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施

するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法6関係) 【関係局等】

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 [第4編第3章参照]

項目	救 援 内 容
損失補償 (法159①)	特定物資の収用に関する事。 (法81②)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法81③)
	土地等の使用に関する事。 (法82)
	応急公用負担に関する事。 (法113①、⑤)
損害補償 (法160)	国民への協力要請によるもの。 (法70①③、80①、115①、123①)
不服申立てに関する事。 (法6、175)	
訴訟に関する事。 (法6、175)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方 【危機管理課、消防局】

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法35③、④関係）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように努める。

2 県との連携（法3④、16④関係） 【危機管理課】

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法35⑤関係）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携 **【危機管理課】**

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備 **【消防局】**

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携 (法3④関係)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握 **【危機管理課】**

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携 **【危機管理課、保健所、消防局、市立病院】**

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等 **【関係局等】**

市は、関係機関から物資及び資機材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援 (法4③関係)

【危機管理課、地域福祉課、関係局等】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実に努めるとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう努める。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保 【危機管理課、消防局】

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が、迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 【危機管理課】

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、市防災情報システムを活用するなど、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備 【危機管理課、消防局】

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や市社会福祉協議会、鹿児島市国際交流財団等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の活用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を活用するとともに、今後その機能の充実、強化を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察並びに鹿児島海上保安部及び喜入海上保安署（以下「鹿児島海上保安部等」という。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令 23、24）

- | |
|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① 氏名（フリガナ） |
| ② 出生の年月日 |
| ③ 男女の別 |
| ④ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑦ 現在の居所 |
| ⑧ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| ⑩ 安否情報の回答等についての希望等 |
| ア 親族、同居者への回答の希望 |
| イ 知人への回答の希望 |
| ウ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表についての同意 |
| 2 死亡した住民 |
| （上記①～⑥に加えて） |
| ⑪ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑫ 遺体が安置されている場所 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等

安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

【危機管理課、消防局】

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
鹿児島市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日
 (2) 発生場所 鹿児島市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修 【危機管理課、消防局】

(1) 市職員等に対する研修

市は、職員の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、鹿児島海上保安部等及び警察等の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用するとともに、国、県等の研修機関を有効に活用する。

(2) 消防団や自主防災組織に対する研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【内閣官房国民保護ポータルサイト】<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】<http://www.fdma.go.jp/>

2 訓練 (法 42 関係) 【危機管理課、消防局】

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- ② 市対策本部設置運営訓練

- ③ 警報・避難の指示等の内容の通知・伝達訓練
- ④ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

【関係局等】

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整理する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 消防局・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿
- 安心安全ガイドブック、各種ハザードマップ、その他印刷物

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と

想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校・事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

【危機管理課、消防局】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、中山間地域を含めた複数の避難実施要領のパターンを

あらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

【関係局等】

(1) 県との調整（法 76 関係）

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法 79 関係）

【危機管理課、交通政策課】

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報
① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
○ 輸送施設に関する情報
① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
③ 港湾・漁港（港湾・漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

【危機管理課】

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等

の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等（法 102 関係）

(1) 生活関連等施設の把握等 【危機管理課、関係局等】

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県担当窓口課】

令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁	県担当窓口課
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	地域政策課
	2 号	ガス工作物	経済産業省	消防保安課
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6 号	放送用無線設備	総務省	広報課 道路維持課
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾空港課
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省	—
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3 号	火薬類	経済産業省	—
	4 号	高圧ガス	経済産業省	—
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理課
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	—
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	畜産課 危機管理課
	11号	毒性物質	経済産業省	—

※本市に所在する生活関連等施設のみ県担当窓口課記載

(2) 市が管理する公共施設等における警戒 **【関係局等】**

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて以下の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び鹿児島海上保安部等との連携を図る。

- ① 来場者確認の徹底等の不審者対策
- ② 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ③ 職員及び警備員による見回り・点検
- ④ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄 (法 142～146 関係)

【危機管理課、関係局等】

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資機材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともにバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法 43 関係）

【危機管理課、広報課、消防局、教育委員会】

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織を活用し住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

【危機管理課、消防局】

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社鹿児島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

このような場合において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要になることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市の初動体制の確保

【全局等】

(1) 情報収集体制

市は、市内や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたもの本市に対して対策本部設置の指定がない場合で、危機管理局長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

(2) 市危機対策本部体制

① 鹿児島市危機対策本部の設置

市は、市の区域等及び周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合には、鹿児島市危機対策本部（以下「市危機対策本部」という。）を直ちに設置する。

② 県等への連絡

市は、市危機対策本部を設置したときは、直ちに危機事象の発生及び市危機対策本部の設置について、県及び市議会に報告する。

③ 関係機関との連携

市危機対策本部は、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて、当該危機事象に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、

指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

また、警職法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定が円滑になされるよう緊密な連携を図る。

④ 市危機対策本部における初動措置

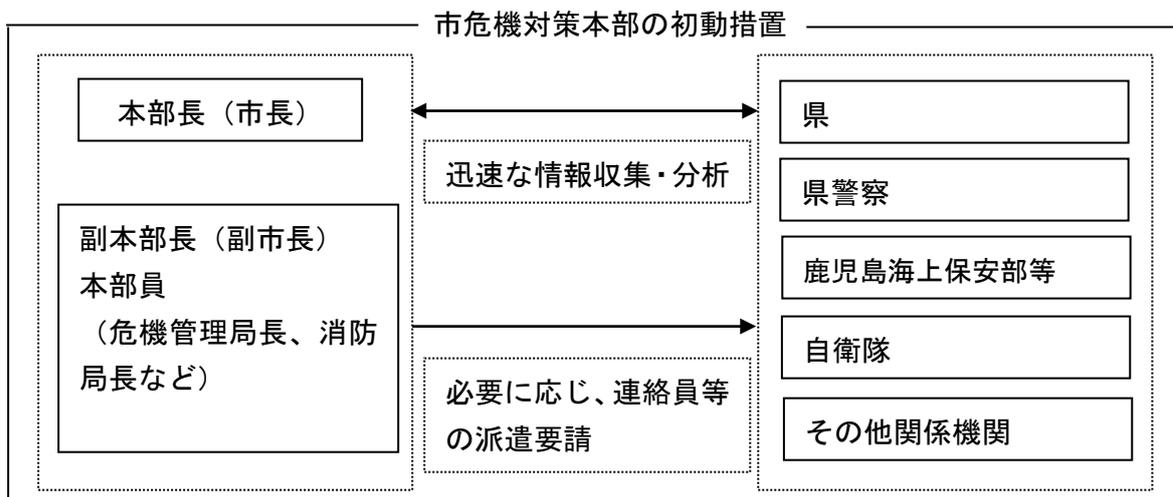
ア 市は、市危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するなどの必要な措置を行う。

イ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合においては、市長は、退避の指示、警戒区域の設定など所要の国民保護措置を実施するほか、必要に応じ、本市に市対策本部を設置すべき市の指定をするよう国に要請するなど、法に基づく各種措置を実施する。

⑤ 県等への支援の要請

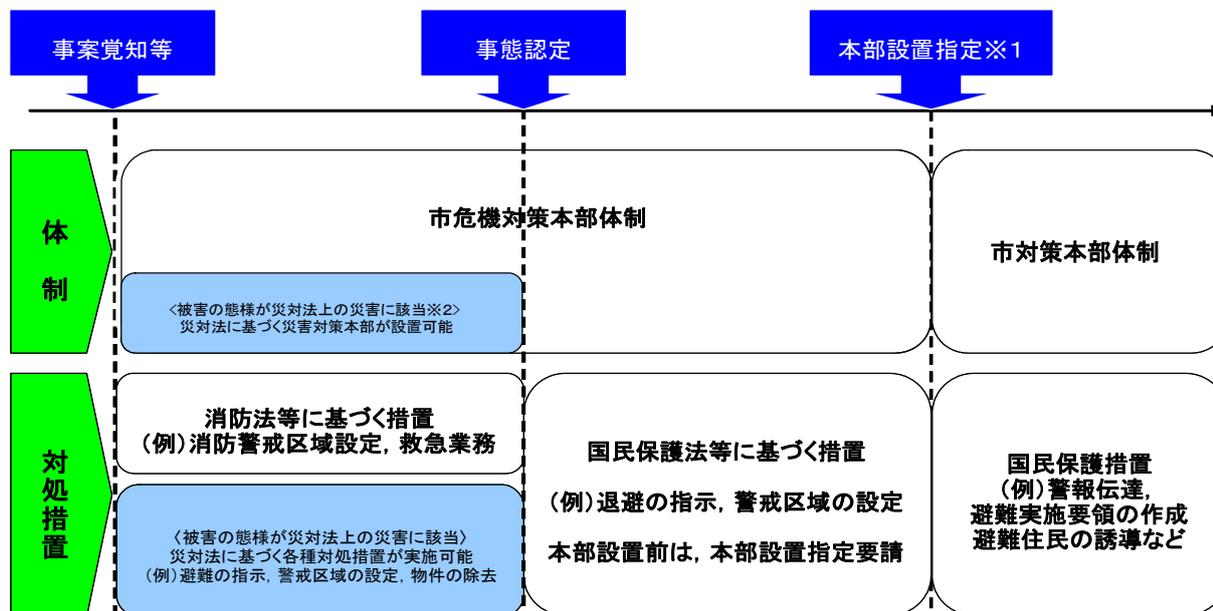
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する



(3) 市対策本部への移行

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機対策本部は廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に災対法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃の兆候に関する連絡があった場合の対応

【全局等】

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、市危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置 【全局等】

(1) 市対策本部の設置の手順（法27①関係）

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を報告する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎災害対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1位：山下分庁舎

第2位：谷山支所

第3位：伊敷支所

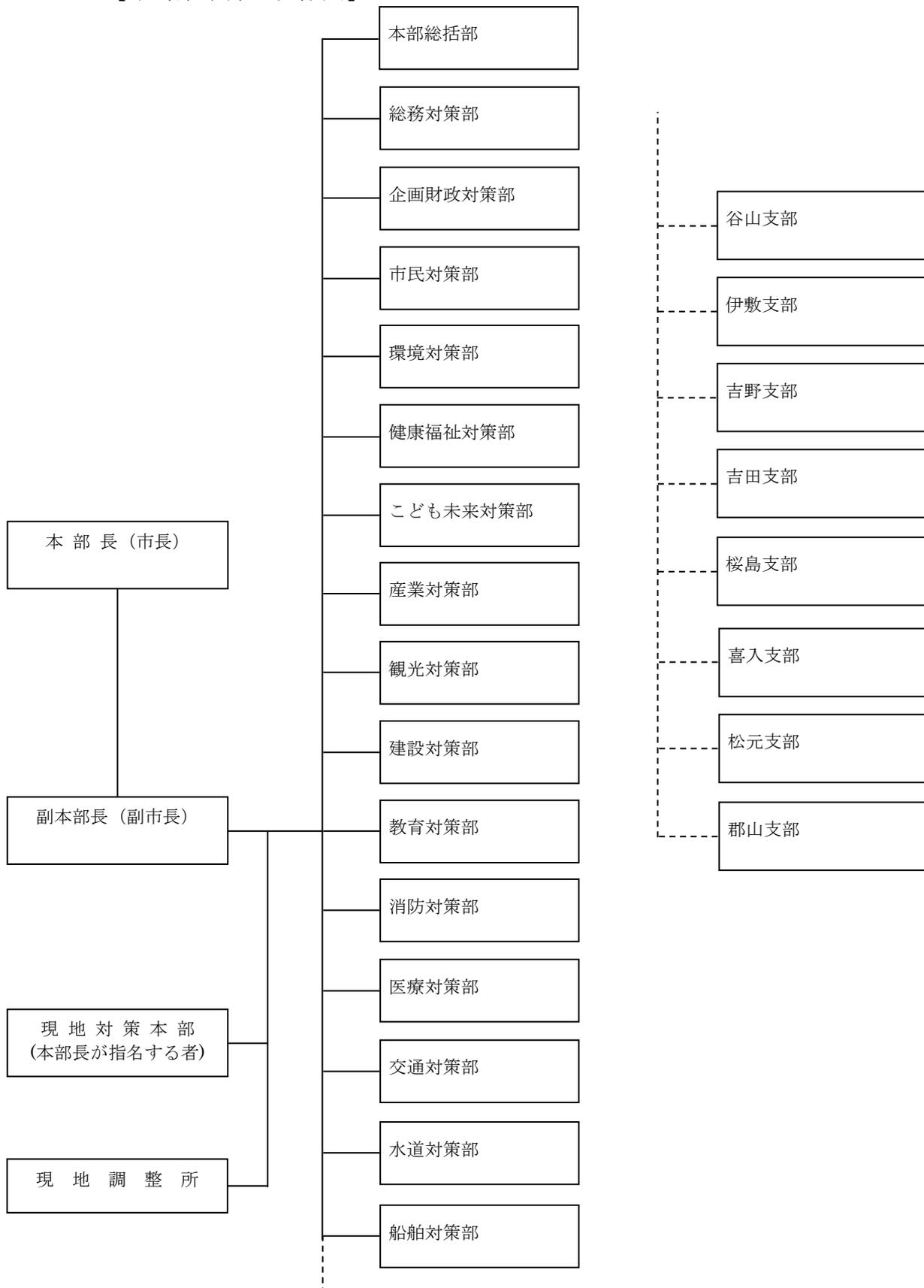
第4位：吉野支所

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法26②関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

- (3) 市対策本部の組織構成（法 28④関係）
市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織図】



本部長	副本部長	本部員		
市長	副市長	市立病院長 交通局長 水道局長 船舶局長 教育長 総務局長 企画財政局長 危機管理局長 市民局長 環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 産業局長	観光交流局長 建設局長 消防局長 議会事務局長 市長室長 総務部長 企画部長 財政部長 危機管理局次長 健康福祉推進部長 建設管理部長 消防局次長 谷山支所長	伊敷支所長 吉野支所長 吉田支所長 桜島支所長 喜入支所長 松元支所長 郡山支所長 危機管理課長

(4) 組織編成及び所掌事務

① 本部

対 策 部		対策班	所 掌 事 務	班 員	備 考
(対策部 長)	(対策副部 長)	(対策班長)			
本部 総括部 (危機管理 局長)	(危機管理 局次長)	本部総括班 (危機管理 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること。 2 各対策部長から報告を受けた災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の収集整理並びに県(危機管理防災対策部長又は鹿児島支部長)への報告に関すること。 3 各対策部の連絡調整に関すること。 4 自衛隊派遣要請に関すること。 5 本部の所掌事務の連絡調整に関すること。 6 防災情報システムの起動及び閉鎖に関すること。 7 原子力発電所との連絡調整に関すること。 8 原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。 9 防災業務関係者の被ばく管理に係る連絡調整に関すること。 10 防護対策を講ずべき区域の決定及び解除に関すること。 11 本部長が特に命じたこと。 12 対策本部の設置及び運営に関すること。 13 防災無線等通信の確保、運用に関すること。 14 関係機関への要請及び連携に関すること。 15 自主防災組織等に対する支援に関すること。 16 要配慮者への支援に関すること。 17 警報、緊急通報及び避難の指示の通知・伝達に関すること。 	危機管理課員 安心安全課員	

			<p>18 生活関連等施設の把握に関する こと。</p> <p>19 避難実施要領の策定に関する こと。</p> <p>20 避難住民等の誘導及び輸送に関 すること。</p> <p>21 退避の指示及び警戒区域の設定 に関すること。</p> <p>22 特殊標章等の交付及び管理に関 すること。(消防局長の所轄の消防 職員を除く。)</p> <p>23 復旧体制の確立に関すること。</p> <p>24 緊急対処事態への対処の総括に 関すること。</p>		
総務対策 部 (総務局 長)	(市長室 長)	秘書班 (秘書課長)	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関 すること。</p> <p>2 災害視察に関すること。</p>	秘書課員	
		広報班 (広報課長)	<p>1 警報、緊急通報及び避難の指示の 広報伝達に関すること。</p> <p>2 災害情報、被害状況、応急対策状 況(救助活動を含む。)及び安否情 報の住民及び報道機関への広報発 表に関すること。</p> <p>3 災害写真等災害記録の収集に関 すること。</p>	<p>広報課員 広報戦略室員 (災害記録特 別チームを編成)</p>	チームは 広報班長 が編成す る。
		国際交流班 (国際交流 課長)	<p>1 外国人等に対する多言語での情 報提供に関すること。</p> <p>2 外国人等への支援に関すること。</p>	国際交流課員	
	(総務部 長) (DX推 進部長)	渉外班 (総務課長)	<p>1 総務対策部内の連絡調整に関す ること。</p> <p>2 総務対策部の所管に係る災害情 報、被害状況及び応急対策状況(救 助活動を含む。)の調査収集並びに 本部総括部長への報告に関するこ と。</p> <p>3 自衛隊派遣部隊の受入れの総括 に関すること。</p>	総務課員	

	人事班 (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 配備員名簿に関する事。 2 配備規模の各対策部長及び各支部長への通知に関する事。 3 対策要員が不足する場合の人員確保に関する事。 4 各対策部・班の応援に関する事。 5 応援職員(派遣受け入れ)への支援に関する事。 6 職員の被ばく管理に関する事。 7 通常業務優先区分表に関する事。 	人事課員 行政管理課員 職員課員 工事検査課員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局職員 監査事務局職員 農業委員会事務局職員	
	情報システム班(情報システム課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する重要な情報システムの被害状況調査及び応急対応に関する事。 2 所管以外の重要な情報システムの応急対策の支援に関する事。 	デジタル戦略推進課員 情報システム課員	
(税務部長)	被害調査班(資産税課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の被害調査に関する事。(災害救助法適用に必要な災害調査を含む。) 2 り災証明の発行に関する事。 	市民税課員 資産税課員 納税課員 特別滞納整理課員	災害の種類及び程度により福祉支援部及び消防局の職員が応援する。
(東京事務所長)	東京事務所班(東京事務所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国会及び各府省との連絡調整に関する事。 2 首都圏在住者等に対する情報提供に関する事。 	東京事務所員	

企画財政 対策部 (企画財 政局長)	(企画部 長)	受援班 (政策推進 課長)	<p>1 企画財政対策部内の連絡調整に関すること。</p> <p>2 企画財政対策部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長への報告に関すること。</p> <p>3 受援の調整(必要となる人的・物的資源のとりまとめ、応援受入れの状況把握、資源の調達・管理等)に関すること。</p> <p>4 受援調整会議の開催に関すること。</p>	政策企画課員 地方創生推進 室員 ふるさと納税 推進室員 政策推進課員 交通政策課員	必要に 応じて人事 班長から の指示を 受ける。
	(財政部 長)	財政班 (財政課長)	<p>1 国民保護措置にかかる予算措置に関すること。</p> <p>2 財政部内の連絡調整に関すること。</p> <p>3 財政部の所管にかかる災害情報、被害状況、応急対策状況(救助活動を含む。)及び安否情報の調査収集並びに本部総括部長及び県(総務対策部長)への報告に関すること。</p> <p>4 国民保護措置に要した費用の請求に関すること。</p>	財政課員	
		管財班 (管財課長)	<p>1 庁舎の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 庁舎内の電気及び通信設備の調整に関すること。</p> <p>3 電話交換業務に関すること。</p> <p>4 広域活動に必要な車両及び車両用燃料の確保に関すること。</p>	管財課員	
		契約班 (契約課長)	<p>1 応急食糧及び非常用物品の調達(避難所への引渡しまで)に関すること。</p> <p>2 災害関係工事の契約に関すること。</p>	契約課員	

市民対策部 (市民局長)	(市民文化部長) (人権政策部長)	庶務連絡班 (市民協働課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民対策部内の連絡調整に関すること。 2 市民対策部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(男女共同参画対策部長)への報告に関すること。 3 本部総括班の運営支援に関すること。 4 各支部の連絡調整に関すること。 5 各支部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集 	市民協働課員 地域づくり推進課員 男女共同参画推進課員 文化振興課員 人権啓発室員	
		安否情報班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集、整理、報告に関すること。 	市民課員	
		相談班 (市民相談センター所長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害相談に関すること。 2 コールセンター業務に関すること。 	市民相談センター職員	災害の種類により関係各課の職員を必要に応じて充てるものとする。
		義援金受付班 (会計管理室長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金受付(一時保管を含む。)に関すること。 	会計管理室員	受付窓口は共同設置とする。なお必要に応じ各支所においても義援金・救援物資の受付を行う。
		救援物資受付班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の受付(一時保管を含む。)に関すること。 	市民課員	

		輸送班 (国民健康 保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び物資の輸送に関する こと。 2 職員の輸送に関すること。 3 緊急通行車両確認証明書及び緊 急通行車両標章の受領に関するこ と。 4 安定ヨウ素剤の搬送に関するこ と。 5 避難バス等への添乗に関するこ と。 	国民健康保険 課員 国民年金課員 管財課員	
		消費生活班 (消費生活 センター所 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 価格調査等による物価の監視及 び消費生活に係る相談に関するこ と。 	消費生活セン ター職員	
環境対策 部 (環境局 長)	(環境部 長)	環境政策班 (環境政策 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境対策部内の連絡調整に関す ること。 2 環境部の所管にかかる災害情報、 被害状況及び応急対策状況(救助活 動を含む。)の調査収集並びに本部 総括部長及び県(環境林務対策部 長)への報告に関すること。 3 所管する施設の被害状況調査及 び応急対策並びに避難に関するこ と。 4 自然環境保護地区等の警戒巡視 及び災害調査に関すること。 5 自然環境保護地区等の災害に対 する応急対策に関すること。 6 緊急時モニタリングへの協力に 関すること。 7 環境汚染への対処・調整に関する こと。 	環境政策課員 再生可能エネ ルギー推進課 員 環境保全課員	

		環境衛生班 (環境衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地域の環境衛生にかかる防疫に関すること(ねずみ族・昆虫等の駆除)。 2 地区組織における自主防疫の応急対策の助成に関すること。 3 遺体の埋火葬に関すること。 4 墓地災害に関すること。 	環境衛生課員	
(資源循環部長)		清掃総務班 (資源政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源循環部内の連絡調整に関すること。 2 資源循環部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(環境林務対策部長)への報告に関すること。 3 ごみ収集計画に関すること。 4 仮設トイレの設置及びし尿収集に関すること。 5 汚染廃棄物の処理に関すること。 	資源政策課員 廃棄物指導課員	
		清掃事務所 班(清掃事務所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ収集に関すること。 	清掃事務所職員	
		北部清掃工場班 (北部清掃工場長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの受入れ及び焼却処理に関すること。 2 ごみ埋立作業に関すること。 3 場内及び関係施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	北部清掃工場職員	
		南部清掃工場班 (南部清掃工場長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの受入れ及び焼却処理に関すること。 2 し尿の受入れ及び処理に関すること。 3 地域下水道の処理に関すること。 4 場内及び関係施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 	南部清掃工場職員	

<p>健康福祉 対策部 (健康福祉 局長)</p>	<p>(健康福祉 推進部長) (すこやか 長寿部長) (福祉支 援部長)</p>	<p>救助班 (地域福祉 課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉対策部内の連絡調整に関すること。 2 健康福祉対策部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(くらし保健福祉対策部長)への報告に関すること。 3 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 4 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 5 災害救助活動に協力する市社会福祉協議会ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 6 災害救助法適用申請に関すること。 7 避難所業務の指導及び避難所班との連絡調整に関すること。 8 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 9 被服、寝具その他生活必需品の購入管理及び配分計画に関すること。 10 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 11 義援金・救援物資の管理及び配分計画に関すること。 12 避難所用品箱の保管、整備点検に関すること。 13 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。 14 要配慮者への支援に関すること。 15 自発的支援の受入れに関すること。 16 所管する要配慮者関連施設の被害の情報収集、支援に関すること。 	<p>地域福祉課員 健康福祉政策 課員 長寿支援課員 長寿あんしん 課員 認知症支援室 員 介護保険課員 指導監査課員 障害福祉課員 各避難所配備 要員</p>	
---------------------------------------	--	------------------------------	---	--	--

		<p>避難所班 (各避難所 班長)</p>	<p>1 避難所の開設に関すること。 (1) 本部長の命による救助班長の指示に基づく避難所の開設及び閉鎖 (2) 避難所の開設及び閉鎖に関する救助班長への通知</p> <p>2 避難所の管理に関すること。 本部長の命により救助班長の指示に基づき各避難所班長が行い、人員配置は人事班長の指示による。 (1) 避難状況の調査及び救助班長への通知 (2) 避難者台帳の作成 (3) 避難所作業業務日誌の記録 (4) 避難所施設の保全管理 (5) 避難所施設管理者との連絡調整</p> <p>3 避難所における救助活動に関すること。 (1) 被災者に対する災害情報等の広報伝達 (2) 被災者に対する給食、衣料及び物資等の給与並びに給与状況の救助班長への通知 (3) 救援物資の受付(一時保管を含む。)及び受付記録の救援物資受付班長への通知 (4) その他必要な救助活動</p> <p>4 避難所業務の引継に関すること。 (1) 重要引継事項の文書による引継 (2) 避難所業務に関する諸帳簿の引継</p>	<p>避難所班 (各避難所班 長)</p>	
		<p>遺体収容班 (保護第一 課長)</p>	<p>1 遺体の収容等に関すること。</p>	<p>保護第一課員 保護第二課員</p>	

	<p>(保健所長) (保健部長)</p>	<p>保健所班 (保健政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地域の保健活動(保健対策、感染症予防)に関すること。 2 食品衛生に関すること(飲食物等の摂取制限等に関するを含む。) 3 飼養動物の保護に関すること。 4 保健所の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集、国及び県との連絡調整並びに、本部総括部長及び県(くらし保健福祉対策部長)への報告に関すること。 5 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 6 医療機関との連絡調整に関すること。 7 県が行う緊急被ばく医療対策への協力に関すること。 8 安定ヨウ素剤、消毒医薬品等の配布に関すること。 9 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 10 避難所における救護所・健康相談窓口の設置及び運営に関すること。 11 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 	<p>保健所職員</p>	
--	--------------------------	--------------------------	--	--------------	--

<p>こども未来対策部 (こども未来局長)</p>	<p>(こども未来局次長)</p>	<p>救助班 (こども政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども未来対策部内の連絡調整に関すること。 2 こども未来対策部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(くらし保健福祉対策部長)への報告に関すること。 3 所管する施設の被害状況及び応急対策並びに避難に関すること。 4 要配慮者への支援に関すること。 5 所管する要配慮者関連施設の被害の情報収集、支援に関すること。 6 避難所業務の指導及び避難所班との連絡調整に関すること。 7 災害弔慰金、災害傷害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 8 救援金品の管理及び配分計画に関すること。 9 避難所用品箱の保管、整備点検に関すること。 10 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。 	<p>こども政策課員 保育幼稚園課員 待機児童緊急対策室員 母子保健課員 こども福祉課員 こども家庭支援センター員 児童相談所準備室員</p>
-------------------------------	-------------------	--------------------------	--	---

産業対策部 (産業局長)	(産業振興部長)	産業班 (産業政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業対策部内の連絡調整に関すること。 2 産業振興部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)調査収集並びに本部総括部長及び県(商工労働水産対策部長)への報告に関すること。 3 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。 4 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 5 生鮮食料品(食肉)の確保についての協力要請に関すること。 6 流通対策に関すること。 7 風評被害対策に関すること。 	産業政策課員 産業創出課員 産業支援課員 雇用推進課員	
	(農林水産部長)	農政総務班 (農政総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部内の連絡調整に関すること。 2 農林水産部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(農政対策部長、環境林務対策部長、商工労働水産対策部長)への報告に関すること。 3 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 	農政総務課員	
		生産流通班 (生産流通課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の災害に対する応急対策に関すること。 2 農林水産業関係の災害の調査に関すること。 3 農林水産物の採取出荷の制限及び解除に関すること。 4 山林等に係る汚染への対処に関すること。 5 風評被害対策に関すること。 6 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 	生産流通課員	

		農地整備班 (農地整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林土木関係の災害に対する応急対策に関すること。 2 農林土木関係の災害の調査に関すること。 3 農地等に係る汚染への対処に関すること。 	農地整備課員	
		都市農業センター班 (都市農業センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市農業センターの被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 農林作物関係及び畜産関係災害の調査に関すること。 	都市農業センター職員	
	(中央卸売市場長)	青果市場班 (青果市場長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 青果市場内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 生鮮食料品(青果物)の確保についての協力要請に関すること。 	青果市場職員	
		魚類市場班 (魚類市場長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 魚類市場内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 生鮮食料品(水産物)の確保についての協力要請に関すること。 	魚類市場職員	
観光対策部(観光交流局長)	(観光交流次長)	観光対策班 (観光戦略推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光対策部内の連絡調整に関すること。 2 観光交流局の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)調査収集並びに本部総括部長及び県(観光・文化スポーツ対策部長)への報告に関すること。 3 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 4 観光客等の支援に関すること。 5 風評被害対策に関すること。 	観光戦略推進課員 世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課員 観光振興課員 スポーツ課員	

建設対策部 (建設局長)	(建設管理部長)	建設総務班 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設対策部内の連絡調整に関する こと及び本部総括部長及び県(土木対策部長)への報告に関すること。 2 建設管理部内の連絡調整に関する こと。 3 建設管理部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集 4 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関すること。 	管理課員	
		公園緑化班 (公園緑化課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園施設、街路樹等の警戒巡視及び 災害調査に関すること。 2 公園施設、街路樹等の災害に対する 応急対策に関すること。 3 総務対策部長からの要請に基づく 公園施設の自衛隊派遣部隊への宿舎 等としての提供に関すること。 4 公園施設等に係る汚染への対処に 関すること。 	公園緑化課員	
		河川港湾班 (河川港湾課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び都市施設の警戒 巡視並びに災害調査に関すること。 2 海岸、河川水路域の警戒巡視及び河 川の水位測定に関すること。 3 水防資機材の出納保管に関するこ と。 	河川港湾課員	

(都市計画 部長)	都市計画班 (都市計画 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画部内の連絡調整に関する こと。 2 都市計画部の所管にかかる災害情 報、被害状況及び応急対策状況(救助 活動を含む。)の調査収集に関するこ と。 3 公共土木施設及び都市施設の警戒 巡視並びに災害調査に関すること。 	都市計画課員	
	都市景観班 (都市景観 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市景観施設の警戒巡視及び災害 調査に関すること。 	都市景観課員	
	土地利用調 整班 (土地利 用調 整課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間等による宅地造成等の防災に 関すること。 2 民間造成地等の災害調査に関する こと。 	土地利用調整 課員	
	市街地まち づくり推進 班 (市街地ま ちづくり推 進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び都市施設の警戒 巡視並びに災害調査に関すること。 	市街地まちづ くり推進課員	
	区画整理班 (区画整理 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理事業施行地区の警戒 巡視、災害調査及び応急対策に関す ること。 	区画整理課員	
	吉野区画整 理班 (吉野区画 整理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理事業施行地区(個 人・組合施行を除く。)の警戒巡視、 災害調査及び応急対策に関するこ と。 2 所管する施設の被害状況調査及び 応急対策並びに避難に関すること。 	吉野区画整理 課員	

(建 築 部 長)	建築指導班 (建 築 指 導 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築部内の連絡調整に関すること。 2 建築部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集に関すること。 3 建築関係災害の調査、情報収集及び報告に関すること。 4 建築関係災害に対する応急対策に関すること。 	建築指導課員	
	住宅班 (住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築関係災害の調査、情報収集及び報告に関すること。 2 建築関係災害に対する応急対策に関すること。 3 応急建設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 	住宅課員	
	建築班 (建築課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築関係災害の調査、情報収集及び報告に関すること。 2 建築関係災害に対する応急対策に関すること。 3 応急建設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 	建築課員	
	設備班 (設備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築関係災害の調査、情報収集及び報告に関すること。 2 建築関係災害に対する応急対策に関すること。 3 応急建設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 	設備課員	

(道路部長)	道路建設班 (道路建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路部内の連絡調整に関すること。 2 道路部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動含む。)の調査収集に関すること。 3 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視並びに災害調査に関すること。 4 公共土木施設及び都市施設の災害等の応急対策(障害物の除去及び一時保管を含む。)に関すること。 5 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に係る調整に関すること。 	道路建設課員
	街路整備班 (街路整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視並びに災害調査に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の災害等の応急対策(障害物の除去及び一時保管を含む。)に関すること。 3 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に関すること。 	街路整備課員
	道路維持班 (道路維持課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視並びに災害調査に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の災害等の応急対策(障害物の除去及び一時保管を含む。)に関すること。 3 避難所応急諸施設の仮設作業に関すること。 4 水防資機材の搬送に関すること。 5 道路に係る汚染への対処に関すること。 	道路維持課員
	道路管理班 (道路管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等の警戒巡視及び道路上の危険標識等の設置に関すること。 2 避難・移送経路の現状把握及び通行確保に関すること。 3 道路に係る汚染への対処に関すること。 4 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 	道路管理課員

教育対策部 (教育長)	(管 理 部 長) (教 育 部 長) (教 育 D X 担 当 部 長)	教育総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育対策部内の連絡調整に関すること。 2 各学校との連絡調整に関すること。 3 本部長の指示に基づく職員の動員配置及び勤務に関すること。 4 物品の調達手続及び処理に関すること。 5 教育対策部の所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の調査収集並びに本部総括部長及び県(教育対策長)への報告に関すること。 6 総務対策部長からの要請に基づく学校施設の自衛隊派遣部隊への宿舎等としての提供に関すること。 	総務課員 学校整備室員	
		学務班 (学務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学校との連絡調整に関すること(教職員等の勤務等に関すること。) 2 教職員の被災状況に関すること。 	学務課員	
		教育施設班 (施設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会所管施設の被害状況調査及び応急対策並びに利用者の避難に関すること。 2 各学校との連絡調整に関すること(施設の被害調査及び応急対策並びに利用者の避難に関すること。) 3 所管施設に係る汚染への対処に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 	施設課員 文化財課員 美術館職員 図書館職員 保健体育課員 青少年課員 生涯学習課員 地域公民館職員 少年自然の家職員 学校給食センター職員	

		<p>教育班 (学校教育課長)</p>	<p>1 臨時休業, 開校措置に関する事。 2 各学校との連絡調整に関する事 (教育指導・学用品給与等に関する事。) 3 避難後の教育指導に関する事。 4 児童生徒等に対する学用品給与等に関する事。</p>	<p>学校教育課員 学校 I C T 推進センター職員 保健体育課員</p>	
		<p>教育防災避難班 (保健体育課長)</p>	<p>1 児童生徒等の避難に関する事。 2 各学校との連絡調整に関する事 (防災・避難に関する事。) 3 児童生徒の被災状況に関する事。 4 避難後の給食に関する事。</p>	<p>保健体育課員</p>	

<p>消防対策部 (消防局長)</p>	<p>(消防局次長)</p>	<p>消防総括班 (警防課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防対策部内の連絡調整に関すること。 2 各警備班への活動部隊運用等の指示に関すること。 3 避難指示権者からの避難指示通知の受理並びに本部総括部長、救助対策部長及び県(災害警備対策部長)その他への報告に関すること。 4 避難の準備、勧告及び指示に関すること。 5 被害状況及び災害統計に係る調査に関すること。 6 り災者の避難、誘導、救出、検索及び救急業務に関すること。 7 警戒巡視班の班編成及び活動に関すること。 8 消防団員の招集及び災害活動に関すること。 9 消防団の災害活動必需品の配布に関すること。 10 防災情報システムの運用及び入力に関すること。 11 要配慮者への支援に関すること。 12 防護対策を講ずべき区域の住民等に係る立入りの制限、解除に関すること。 13 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 14 大規模災害発生時の応援要請、情報提供等活動調整に関すること。 15 消防応援活動調整本部への代表消防本部としての連絡調整に関すること。 16 特殊標章等の交付及び管理に関すること。 17 国、県への災害即報等に関すること。 	<p>警防課員</p>	
-------------------------	----------------	-------------------------	---	-------------	--

		救急班 (救急課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務に関すること。 2 医療機関等との連絡調整に関すること。 3 医療体制の情報収集に関すること。 4 気象情報及び観測データの収集、管理、活用に関すること。 	救急課員	
		指令班 (情報管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予・警報情報等の発表及び解除通知の受理並びに関係先(管財課庁舎管理係長)への伝達に関すること。 2 災害時における消防無線及び防災無線の運用に関すること。 3 気象情報及び観測データの収集、管理、活用に関すること。 4 災害情報の収集、活用に関すること。 	情報管理課員	
		第1警備班 (中央消防署長) 第2警備班 (西消防署長) 第3警備班 (南消防署長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防活動並びにその他災害応急活動に関すること。 2 避難誘導、救急、救助及び検索に関すること。 3 避難の準備、勧告及び指示、その他避難広報に関すること。 4 被害状況の調査に関すること。 5 気象及び災害情報の広報伝達に関すること。 6 災害巡視及び災害応急作業用資機材の運搬に関すること。 7 要配慮者への支援に関すること。 8 署員の招集伝達に関すること。 9 大規模災害発生時の応援部隊の誘導、指揮運用及び情報提供等に関すること。 10 防災情報システムの入力に関すること。 11 所轄活動部隊の指揮及び活動情報の管理に関すること。 	中央署員 西署員 南署員 消防団員	

		情報班 (予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、記録に関すること。 2 災害即報被害状況の記録に関すること。 3 救急、救助、検索活動に関すること。 4 油槽所等危険物施設の防災対策に関すること。 5 防災情報システムの入力に関すること。 6 国、県への火災速報等に関すること。 	予防課員	
		総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 資機材手配及び各隊の非常備品配布に関すること。 4 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 5 災害応急活動に必要な資機材等の調達補給及び搬送に関すること。 6 消防対策部に係る災害広報の総括及び報道機関との連絡調整に関すること。 7 災害現場の写真記録に関すること。 8 市長等への災害即報に関すること。 9 大規模災害発生時の応援部隊への必要資機材等の調達補給及び搬送に関すること。 	総務課員	
医療対策部 (市立病院長)	(市立病院事務局長)	救護班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産に関すること。 	市立病院職員	

交通対策部 (交通局長)	(交通局次長)	総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通対策部長命令の伝達に関すること。 2 交通対策部内の連絡調整に関すること。 3 運輸状況の広報に関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 交通対策部の庶務に関すること。 	総務課員	
		被害調査班 (経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害調査に関すること。 2 応急資機材の調達に関すること。 	経営課員	
		総合企画班 (総合企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象その他情報収集に関すること。 2 災害視察に関すること。 	総合企画課員	
		電車運輸対策班 (電車事業課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における安全運転の確保に関すること。 2 乗客及び車両の避難誘導に関すること。 3 路線の巡視に関すること。 4 緊急配車の計画及び運行の確保に関すること。 5 避難者の輸送に関すること。 	電車事業課員	
		電車施設班 (電車事業課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 線路の巡視及び整理に関すること。 2 建造物その他諸施設の災害予防措置に関すること。 3 被災箇所の応急修理に関すること。 	電車事業課員	
		自動車運輸対策班 (バス事業課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における安全運転の確保に関すること。 2 乗客及び車両の避難誘導に関すること。 3 路線の巡視に関すること。 4 緊急配車の計画及び運行の確保に関すること。 5 避難者の輸送に関すること。 	バス事業課員	

		自動車緊急輸送班 (バス事業課長)	1 緊急資機材等の輸送に関する こと。	バス事業課員	
水道対策部 (水道局長)	(総務部長)	総務班 (総務課長)	1 水道対策部内の連絡調整に関する こと。 2 総務部門の連絡調整に関する こと。 3 災害対策会議の事務局に関する こと。 4 気象その他情報収集に関する こと。 5 庁舎維持に関すること。 6 市災害対策本部、応援協定締結事 業体及び関係機関との連絡に関する こと。 7 職員の配置に関すること。 8 災害対策要員の救護に関する こと。 9 水道対策部の庶務に関すること。 10 水道施設の取水制限及び給水に 関すること。	総務課員	
		広報・財政班 (経営管理課長)	1 報道機関との連絡に関する こと。 2 市民への広報に関する こと。 3 市民からの苦情、相談の連絡調整 に関する こと。 4 視察に関する こと。 5 国民保護措置に必要な経費の予算 措置に関する こと。	経営管理課員	
		物資調達班 (経理課長)	1 災害対策資機材の調達及び運搬に 関すること。 2 食糧の調達、保管及び運搬に 関すること。 3 応急復旧工事の契約に関する こと。 4 応援者の宿舎及び食料等の手配に 関すること。	経理課員	

		給水装置・排水設備班 (料金課長)	1 上下水道利用者への対応に関する こと。	料金課員	
(水道部長)	水道指揮班 (水道整備課長)	1 水道部門の応急対策の総括に関する こと。 2 情報の収集及び整理に関する こと。 3 水道施設の汚染状況調査に関する こと。 4 水道部門の連絡調整に関する こと。 5 応援者との連絡調整に関する こと。	水道整備課員 水道管路課員 配水管理課員		
	水道管路施設班 (水道管路課長)	1 管路施設の応急対策に関する こと。 2 災害対策資機材の管理に関する こと。 3 管路施設の復旧工事に関する こと。 4 管路施設の被害の調査及び査定に 関すること。 5 管路施設の災害復旧事業計画に 関すること。	水道管路課員 水道整備課員		
	浄水施設班 (配水管理課長)	1 浄水施設等の応急対策に関する こと。 2 水道施設の水質に係る応急対策に 関すること。 3 応急給水の水質対策に関する こと。 4 浄水施設等の復旧工事に関する こと。 5 浄水施設等の被害の調査及び査定 に関すること。 6 浄水施設等の災害復旧事業計画に 関すること。	配水管理課員 水道整備課員		

		応急給水・ 調査班 (給排水設 備課長)	1 応急給水の総括に関する事 2 運搬給水に関する事 3 車両、災害対策資機材の管理に 関すること。 4 給水拠点の設定に関する事 5 運搬給水車両への給水に関する こと。 6 市民への直接給水に関する事 7 仮設給水栓の設置計画及び設計に 関すること。 8 仮設給水栓の管理に関する事 9 給水装置及び排水設備の調査に 関すること。	給排水設備課 員	
(下水道 部長)	下水道指 揮班 (下水道建 設課長)	1 下水道部門の応急対策の総括に 関すること。 2 情報の収集及び整理に関する こと。 3 下水道部門の連絡調整に関する こと。 4 応援者との連絡調整に関する こと。	下水道建設課 員 下水道管路課 員 下水処理課員		
	下水道管 路施設班 (下水道管 路課長)	1 管路施設の応急対策に関する こと。 2 使用制限に伴う対策に関する こと。 3 災害対策資機材の管理に関する こと。 4 管路施設の復旧工事に関する こと。 5 管路施設の被害の調査及び査定 に関する事 6 管路施設の災害復旧事業計画に 関すること。	下水道管路課 員 下水道建設課 員		

		<p>処理場施設班 (下水道処理課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場施設等の応急対策に関すること。 2 使用制限に伴う対策に関すること。 3 災害対策資機材の管理に関すること。 4 市災害対策本部環境対策部との連絡調整に関すること。 5 下水道施設の水質に係る応急対策に関すること。 6 処理場施設等の復旧工事に関すること。 7 処理場施設等の被害の調査及び査定に関すること。 8 処理場施設等の災害復旧事業計画に関すること。 	<p>下水処理課員 下水道建設課員</p>	
		<p>雨水施設班 (雨水整備室長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨水施設の応急対策に関すること。 2 災害対策資機材の管理に関すること。 3 建設対策部及び谷山支所との連絡調整に関すること。 4 雨水施設の復旧工事に関すること。 5 雨水施設の被害の調査及び査定に関すること。 6 雨水施設の災害復旧事業計画に関すること。 	<p>雨水整備室員</p>	
<p>船舶対策部 (船舶局長)</p>	<p>(船舶局次長)</p>	<p>総務班 (総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶対策部長命令の伝達に関すること。 2 船舶対策部内の連絡調整に関すること。 3 各班間の連絡調整に関すること。 4 被害調査に関すること。 5 応急資機材の調達に関すること。 6 桜島港フェリーターミナルの災害予防措置及び応急対策に関すること。 7 船舶対策部の庶務に関すること。 	<p>総務課員</p>	

		応急対策班 （営業課長）	1 桜島港内での巡視及び避難誘導に関すること。 2 運航状況の広報に関すること。	営業課員	
		運輸対策班 （船舶運航課長） （安全運航推進室長）	1 災害時における安全運航の確保に関すること。 2 気象その他の情報収集に関すること。 3 船舶内での避難誘導に関すること。 4 緊急配船の計画及び運航の確保に関すること。 5 船舶による避難者の輸送 6 船舶及び船舶接岸施設その他施設の災害予防措置及び応急対策に関すること。 7 船舶及び船舶接岸施設その他施設の被害状況調査及び総務班長への報告書の提出に関すること。	船舶運航課員 安全運航推進室員	

② 谷山支部

支 部 (支部長)	対 策 班 (対策班長)	所 掌 事 務	班 員	備 考
支部長： 谷山支所長	総務班 (総務課長) (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関及び各町内会長等との連絡に関する事。 2 災害情報、被害状況及び応急対策状況の本部(本部総括部長)への報告に関する事。 3 気象予・警報及び災害情報等の収集並びに住民への広報に関する事。 4 各班との連絡調整に関する事。 5 市民相談に関する事。 6 その他支部長が特に命じたこと。 	総務課員 市民課員	支部が設置されないときは、人事班に所属するものとする。
	救助班 (谷山福祉課長) (谷山保護課長) (谷山子育て支援課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所班との連絡調整に関する事。 2 災害救助法に基づく諸対策に関する事。 3 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関する事。 4 被服、寝具その他生活必需品の管理及び配分に関する事。 5 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 6 義援金・救援物資の管理及び分配に関する事。 7 避難所班から通知を受けた災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の収集整理並びに健康福祉対策部長への報告に関する事。 8 避難所用品箱の保管、点検整備に関する事。 9 応急仮設住宅の管理に関する事。 10 遺体の収容等に関する事。 	谷山福祉課員 谷山保護課員 谷山子育て支援課員	支部が設置されないときは、健康福祉対策部として処理に当たるものとする。
	被害調査班 (谷山税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の被害状況調査に関する事。(災害救助法適用に必要な災害調査を含む。) 2 り災証明の発行に関する事。 	谷山税務課員	支部が設置されないときは、総務対策部被害調査班として処理に当たるものとする。

対 策 部 (対策部長)	対 策 班 (対策班長)	所 掌 事 務	班 員	備 考
	建設班 (谷山建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び都市施設の警戒巡視並びに災害調査に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設災害等の応急対策(障害物除去及び一時保管を含む。)に関すること。 3 避難所応急諸施設の仮設作業に関すること。 4 海岸、河川水路域の警戒巡視及び河川の水位測定に関すること。 5 水門の開閉に関すること。 6 水防資機材の出納管理・保管及び搬送に関すること。 7 道路上の危険標識等の設置に関すること。 	谷山建設課員	支部が設置されないときは、建設対策部として処理に当たるものとする。
	都市計画班 (谷山都市整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理事業施行地区(個人・組合施行を除く)の警戒巡視災害調査及び応急対策に関すること。 2 所管する施設の被害状況調査及び応急対策並びに避難に関すること。 	谷山都市整備課員	支部が設置されないときは、建設対策部として処理に当たるものとする。
	環境衛生班 (環境衛生課谷山分室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地域の環境衛生にかかる防疫に関すること(ねずみ族・昆虫等の駆除)。 2 墓地災害に関すること。 	環境衛生課谷山分室職員	支部が設置されないときは、環境対策部環境衛生班として処理に当たるものとする。
	生産流通班 (谷山農林課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林土木関係の災害に対する調査及び応急対策に関すること。 2 農林畜産関係の災害に対する調査及び応急対策に関すること。 3 管内の災害情報、被害状況及び応急対策状況の調査収集並びに農林対策部長への報告に関すること。 	谷山農林課員	支部が設置されないときは、産業対策部として処理に当たるものとする。

③ 伊敷支部、吉野支部

支 部 (支部長)	対 策 班 (対策班長)	所 掌 事 務	班 員	備 考
伊敷支所長 吉野支所長	総務班 (伊敷総務 市民課長) (吉野総務 市民課長)	1 関係機関及び各町内会長等との連絡に関する事 2 災害情報、被害状況及び応急対策状況の本部(本部総括部長)への報告に関する事 3 気象予・警報及び災害情報等の収集並びに住民への広報に関する事 4 各班との連絡調整に関する事 5 市民相談に関する事 6 その他支部長が特に命じた事。	伊敷総務市民 課員 吉野総務市民 課員	支部が設置されないときは、人事班に所属するものとする。
	救助班 (伊敷福祉課 長) (吉野福祉課 長)	1 避難所班との連絡調整に関する事 2 災害救助法に基づく諸対策に関する事 3 被服、寝具その他生活必需品の管理及び配分に関する事 4 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害義援金の貸付に関する事 5 義援金・救援物資の管理及び分配に関する事 6 避難所班から通知を受けた災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の収集整理並びに健康福祉対策部長への報告に関する事 7 避難所用品箱の保管、点検整備に関する事 8 応急仮設住宅の管理に関する事 9 遺体の収容等に関する事。	伊敷福祉課員 吉野福祉課員	支部が設置されないときは、健康福祉対策部として処理に当たるものとする。
	被害調査班 (伊敷税務課 長) (吉野税務課 長)	1 被害状況並びに応急対策状況(救助活動を含む。)の収集に関する事 2 諸被害状況の調査及び総務班長への報告書の提出に関する事 3 災証明の発行に関する事。	伊敷税務課員 吉野税務課員	支部が設置されないときは、総務対策部被害調査班として処理に当たるものとする。
	(伊敷農林事 務所長) (吉野農林事 務所長)	1 農林畜産関係の被害状況並びに応急対策状況の収集に関する事 2 農林畜産関係の諸被害状況の調査及び総務班長への報告書の提出に関する事。	伊敷農林事務所 職員 吉野農林事務所 職員	支部が設置されないときは、産業対策部として処理に当たるものとする。

③ 吉田支部、桜島支部、喜入支部、松元支部、郡山支部

支 部 (支部長)	対 策 班 (対策班長)	所 掌 事 務	班 員	備 考
吉田支所長 桜島支所長 喜入支所長 松元支所長 郡山支所長	総務班 (吉田総務市民課長) (桜島総務市民課長) (東桜島総務市民課長) (喜入総務市民課長) (松元総務市民課長) (郡山総務市民課長)	1 関係機関及び各町内会長等との連絡に関する事。 2 災害情報、被害状況及び応急対策状況の本部(本部総括部長)への報告に関する事。 3 気象予・警報及び災害情報等の収集並びに住民への広報に関する事。 4 各班との連絡調整に関する事。 5 市民相談に関する事。 6 その他支部長が特に命じたこと。	吉田総務市民課員 桜島総務市民課員 東桜島総務市民課員 喜入総務市民課員 松元総務市民課員 郡山総務市民課員	支部が設置されないときは、人事班に所属するものとする。
	救助班 (吉田保健福祉課長) (桜島保健福祉課長) (東桜島総務市民課長) (喜入保健福祉課長) (松元保健福祉課長) (郡山保健福祉課長)	1～2 (略) 3 被服、寝具その他生活必需品の管理及び配分に関する事。 4 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 5 義援金・救援物資の管理及び分配に関する事。 6 避難所班から通知を受けた災害情報、被害状況及び応急対策状況(救助活動を含む。)の収集整理並びに健康福祉対策部長への報告に関する事。 7 避難所用品箱の保管、点検整備に関する事。 8 応急仮設住宅の管理に関する事。	吉田保健福祉課員 桜島保健福祉課員 東桜島総務市民課員 喜入保健福祉課員 松元保健福祉課員 郡山保健福祉課員	支部が設置されないときは、健康福祉対策部として処理に当たるものとする。ただし、東桜島地区は、1、6、7以外は健康福祉対策部が処理にあたるものとする。
	被害調査班 (吉田税務課長) (桜島税務課長) (喜入税務課長) (松元税務課長) (郡山税務課長)	1 被害状況並びに応急対策状況(救助活動を含む。)の収集に関する事。 2 諸被害状況の調査及び総務班長への報告書の提出に関する事。 3 災証明の発行に関する事。	吉田税務課員 桜島税務課員 喜入税務課員 松元税務課員 郡山税務課員	支部が設置されないときは、総務対策部被害調査班として処理に当たるものとする。
	(吉田農林事務所長) (桜島農林事務所長) (東桜島農林事務所長) (喜入農林事務所長) (松元農林事務所長) (郡山農林事務所長)	1 農林畜産関係の被害状況並びに応急対策状況の収集に関する事。 2 農林畜産関係の諸被害状況の調査及び総務班長への報告書の提出に関する事。	吉田農林事務所職員 桜島農林事務所職員 東桜島農林事務所職員 喜入農林事務所職員 松元農林事務所職員 郡山農林事務所職員	支部が設置されないときは、産業対策部として処理に当たるものとする。

支 部 (支部長)	対 策 班 (対策班長)	所 掌 事 務	班 員	備 考
	(吉田建設事務所長) (桜島建設事務所長) (喜入建設事務所長) (松元建設事務所長) (郡山建設事務所長)	1 公共土木施設の警戒巡視並びに災害調査に関すること。 2 公共土木施設災害等の応急対策(障害物除去及び一時保管を含む。)に関すること。 3 避難所応急諸施設の仮設作業に関すること。 4 河川水路域の警戒巡視並びに河川の水位測定に関すること。 5 水門の開閉に関すること。 6 道路上の危険標識等設置に関すること。 7 建設関係の諸被害状況の調査及び総務班長への報告書の提出に関すること。	吉田建設事務所職員 桜島建設事務所職員 喜入建設事務所職員 松元建設事務所職員 郡山建設事務所職員	支部が設置されないときは、建設対策部として処理に当たるものとする。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報、相談体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

同報系防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関、鹿児島市緊急情報連絡システム、市広報車、航空機、船舶等による広報、ポスター等の掲示、インターネット(防災情報システム)、エリアメール、LINE等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に情報提供できる体制を整備する。

③ 住民相談窓口の設置

国、県等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。

④ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市現地対策本部の設置（法 28⑧関係）

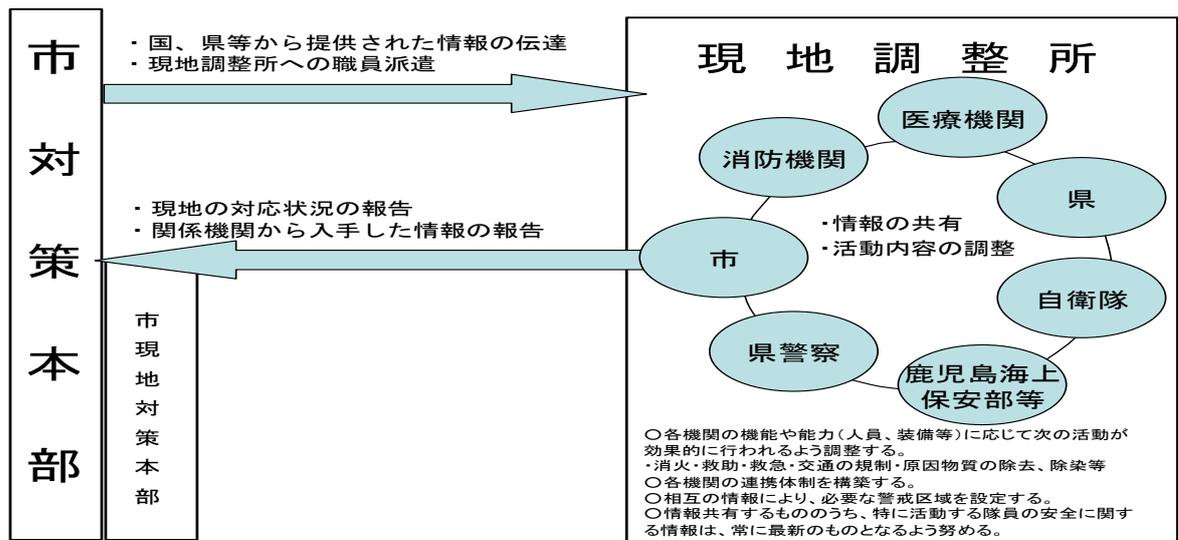
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。
- ⑤ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順についても意見交換を行うことが重要である。

(8) 市対策本部長の権限（法 29⑤～⑩関係）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29⑤関係）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29⑥⑦関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め（法 29⑧関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施

に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29⑨関係）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29⑩関係）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止（法 30 関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会に市対策本部を廃止した旨を報告する。

2 通信の確保

【本部総括班、消防対策部】

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携 (法3④関係) 【本部総括班】

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、市が、国・県の現地対策本部に参加することにより、その運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 国の武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が武力攻撃等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催したときは、市の対策本部長又はその指名する対策本部員を合同対策協議会に出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、それぞれ実施する国民保護措置等について相互に協力するものとする。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

【本部総括班】

(1) 知事等への措置要請 (法16④関係)

市は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(法 16⑤関係)

市は、市の区域に係る国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法 21③関係)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法 20 関係)

【本部総括班】

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める (国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊鹿児島地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動 (内閣総理大臣の命令に基づく出動 (自衛隊法 (昭和 29 年法律第 165 号) 第 78 条) 及び知事の要請に基づく出動 (同法第 81 条)) により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

【本部総括班】

- (1) 他の市町村長等への応援の要求 (法 17 関係)

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求 (法 18 関係)

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託（法 19、令 4 関係）

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 151～153 関係）

【本部総括班、人事班】

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣要請の要領

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等 **【本部総括班】**

(1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法 4③関係）

(1) 自主防災組織等に対する支援 **【本部総括班】**

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 **【救助班】**

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ **【救援物資受付班】**

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、被災地及び避難先地域が受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請（法 4 関係） **【全対策部】**

市は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるため、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導（法 70 関係）
- 避難住民等の救援（法 80 関係）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法 115 関係）
- 保健衛生の確保（法 123 関係）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 (法 47 関係) 【全対策部】

(1) 警報の内容の伝達

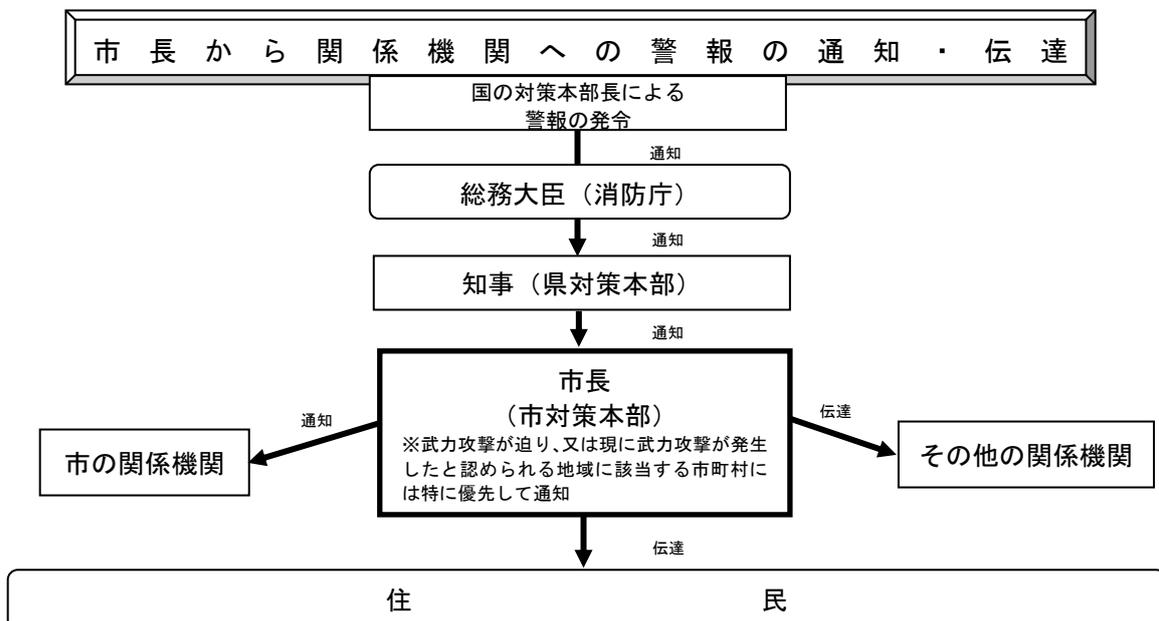
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。

※市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、下記図のとおり。



(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、庁舎サイレン、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 自主防災組織等との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知 (法 100②関係) **【全対策部】**

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。住民の生命、身体、財産を守るための市の責務の中でも非常に重要な措置であることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 県からの避難措置の指示の通知

【本部総括班】

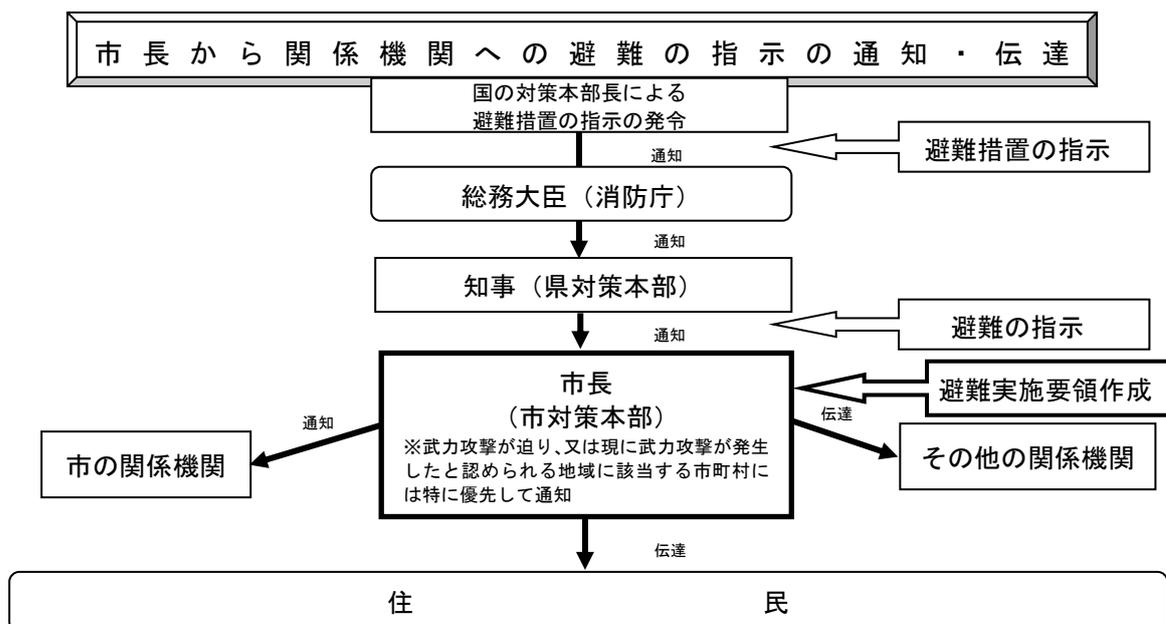
- (1) 市長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を伝える。
- (2) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

2 避難の指示の通知・伝達 (法 54④関係)

【本部総括班、消防対策部】

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組みは、下記図のとおり。



(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、作成した案については、各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に必ず定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【県国民保護計画の避難実施要領の記載項目】**① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位**

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点になるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線 AA 駅より、○月○日の 15：30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従って、徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、要配慮者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び町内会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 観光客等への対応

観光客等の避難誘導を円滑に実施するために、観光関係の団体や宿泊施設等に協力を要請するなど、観光客等への対応方法を記載する。

(例：観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑩ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に

避難者リストを作成する。)

⑪ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、そのための支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑫ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯など必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：市対策本部 TEL 0 9 9 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 担当〇〇)

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、空港施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

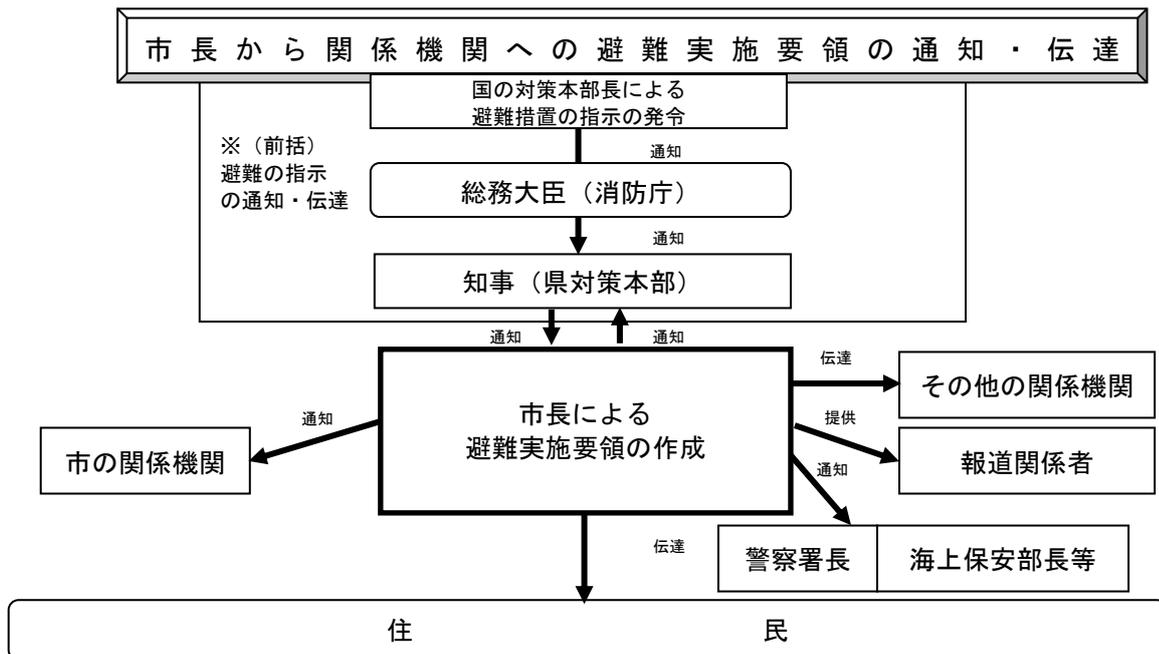
(3) 避難実施要領の内容の伝達等（法61③関係）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の関係機関、県、消防局長、各警察署長、海上保安部長等及び自衛隊鹿児島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組みは、下記のとおり。



4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法 62 関係） **【全対策部】**

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動 **【消防対策部】**

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を行うなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法 63、64 関係） **【本部総括班、消防対策部】**

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、各警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に各警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請 **【本部総括班】**
市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 **【契約班、救助班、保健所班、産業班、青果市場班、魚類市場班、救護班、水道対策部】**
市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。
市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。
- (6) 避難行動要支援者への配慮 **【本部総括班、輸送班、救助班、消防対策部】**
市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿を基に、避難支援者や消防団、自主防災組織、町内会等と協力して、要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。
(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)
- (7) 残留者等への対応（法 66 関係） **【消防対策部】**
避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。
- (8) 避難所等における安全確保等 **【本部総括班、救助班】**
市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。
- (9) 動物の保護等に関する配慮 **【保健所班、生産流通班、観光対策班】**
市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。
・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知 **【本部総括班、道路管理班】**

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等（法 18 関係）

【契約班、救助班、産業班、青果市場班、魚類市場班、救護班、水道対策部】

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等（法 71、72 関係） **【本部総括班】**

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置（法 69 関係） **【本部総括班、消防対策部】**

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(14) 大規模集客施設等における避難 **【全対策部】**

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

5 武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難には、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に

基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 市は避難の誘導に当たっては大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、鹿児島海上保安部等及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察等、鹿児島海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、鹿児島海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

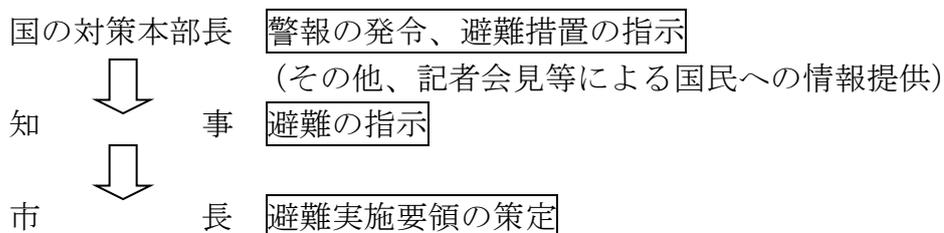
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下道、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長が、その都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取るものとする。

第5章 救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、市長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

【輸送班、契約班、救助班、環境衛生班、遺体収容班、建設対策部、教育班、救護班、消防対策部】

(1) 救援の実施（法 76 関係）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

【本部総括班、救助班、消防対策部】

(1) 県への要請等（法 16、18 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法 79 関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

【本部総括班、救助班、救護班】

(1) 救援の基準等（法 75③、令 10、11 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

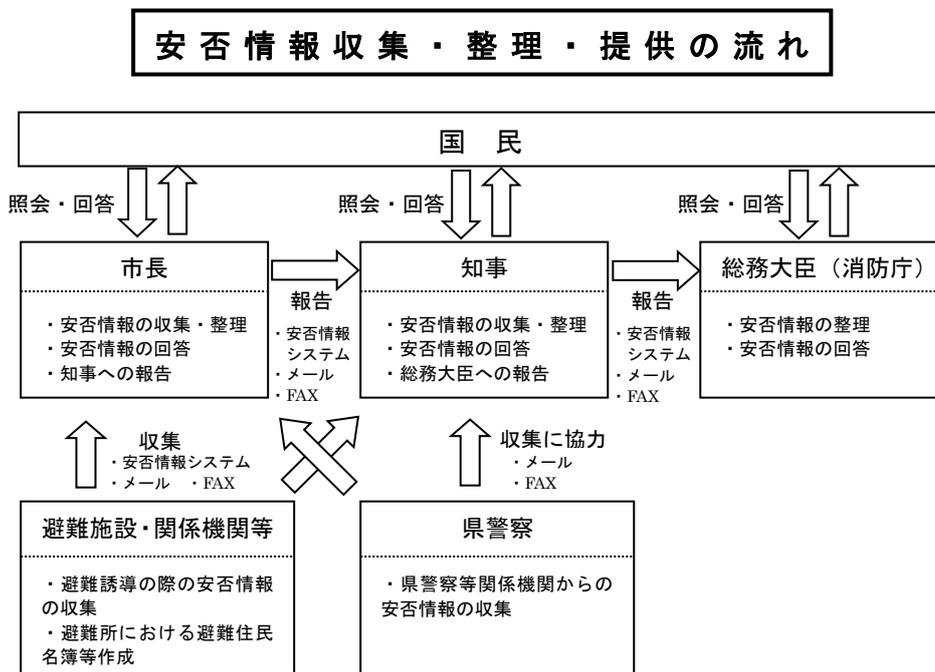
第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 安否情報の収集 (法 94、令 23～25①関係)

【全対策部】

※安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下記図のとおりである。



※安否情報システム：国（総務省、消防庁）が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」

(1) 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供事務を行うに当たっては、消防庁が示した「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」に基づき、原則として消防庁が運用している「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用するものとする。

(2) 安否情報の収集項目

① 避難住民（負傷した住民も同様）

- ア 氏名（フリガナ）
- イ 出生の年月日

- ウ 男女の別
- エ 住所（郵便番号を含む。）
- オ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
- カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- キ 現在の居所
- ク 負傷又は疾病の状況
- ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- コ 安否情報の回答等についての希望等
 - ・ 親族・同居者への回答の希望
 - ・ 知人への回答の希望
 - ・ 親族・同居者・知人以外のものへの回答又は公表についての同意

② 死亡した住民

（上記ア～カに加えて）

- サ 死亡の日時、場所及び状況
- シ 遺体が安置されている場所

(3) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する際の様式については、原則として、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号及び様式第 2 号の安否情報収集様式により収集する。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑩～⑭の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第2号】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(4) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 (法 94①、令 25②関係) **【安否情報班】**

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第3号】

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄には日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答 (法 95、令 26 関係)

【安否情報班】

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他()
	その他個人を識別するための情報	
※申 請 者 の 確 認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。

当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 (法 96 関係)

【安否情報班、救助班】

市は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

【本部総括班、消防対策部】

(1) 武力攻撃災害への対処（法 97②関係）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請（法 97⑥関係）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法 22 関係）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用など、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

【本部総括班、消防対策部】

(1) 市長への通報（法 98②関係）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知（法 98③関係）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 【本部総括班、消防対策部】

(1) 退避の指示（法 112①～④関係）

- ① 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

- ② 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等（法 112③、④、⑥～⑧関係）

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに

住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等（法 22 関係）

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び鹿児島海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

【本部総括班、消防対策部】

(1) 警戒区域の設定（法 114①関係）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。
- また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。
- また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、鹿児島海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法 22 関係）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法 113、令 33 関係）

【本部総括班、消防対策部】

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（法 117、119 関係）

【消防対策部】

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、消防組織法第 44 条並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとと

もに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から、被災地に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

【関係対策部】

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（法 102③、④関係）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、鹿児島海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103、令 28、29 関係）

【保健所班、消防対策部】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

① 対象

ア 消防局等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、

貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防局等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令第29条）
イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)②アからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処

【本部総括班、環境対策部、保健所班、消防対策部】

市は、NBC攻撃による災害の対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施（法 114 関係）

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施（法 107 関係）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携（法 97⑥関係）

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析などサーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限（法 108、令 31 関係）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法 108 で規定している措置】

法108①各号	汚染され、又は汚染された疑いがある対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の

表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【令 31（放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続）】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 措置に必要な土地等への立入り（法 107、109、令 32 関係）

- ① 市は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- ② 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。
- ③ この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。
ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

(7) 要員の安全の確保（法 22 関係）

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報について現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 収集（法 126 関係） **【全対策部】**

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集に当たっては県警察、鹿児島海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 報告（法 127 関係） **【本部総括班】**

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

また、市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策 【保健所班、救護班】

市は、避難先地域において、県及び市医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策 【保健所班】

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び市医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策 【保健所班】

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策 【水道対策部】

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県及び他都市等に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策 【保健所班】

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 (法 124 関係)

【清掃総務班】

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村の応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129 関係) 【消費生活班、産業班】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育 【教育班】

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 【被害調査班】

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給 (法 134②関係) 【水道対策部】

市（水道事業者）は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設の適切な管理 【生産流通班、河川港湾班、道路部】

市（道路及び港湾等の管理者）は、当該公共施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

【本部総括班、消防対策部】

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなることから、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

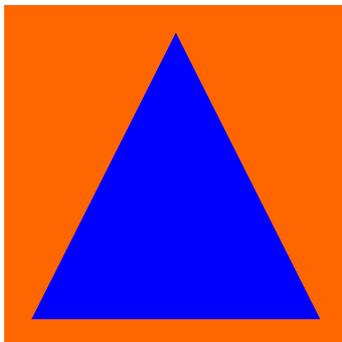
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

(身分証明書のひな型)

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理 (法 158③関係)

市長、消防局長又は水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ア 市の職員(消防局長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ア 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び知事が交付し管理する赤十字標章等の意義並びにその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

※赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

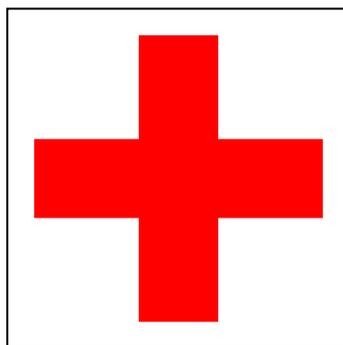
第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用運送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用運送手段等



（白地に赤十字）

(身分証明書のひな型)

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第 1 2 章 鹿児島市の特性に応ずる対処

市は、約60万人が集中する県の政治、経済及び交通等の中枢地域であることや、石油コンビナート等特別防災区域が2地区指定されているほか、一部の地域が原子力災害対策重点区域となっていること、また、市街地の対岸に位置する桜島地域の住民の避難など、本市の地理的、社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 市街地等における対処

本市は、県人口の約 1/3 を超える、約 60 万人が集中する、県の政治、経済及び、交通等の中枢地域である。

特に都心部においては、行政、経済、教育、文化などの高次都市機能の集積が進むとともに、商業施設をはじめとする大規模集客施設も多数立地している。このような市街地において、武力攻撃事態等が発生した場合、人的、経済的被害は極めて甚大なものになると予想されることから、市街地等における武力攻撃事態等に対する対処について次のような措置を行う。

(1) 平素からの備え

① 把握しておく情報

- ア 人口密集地域の分布及び人口
- イ 生活関連等施設及び大規模集客施設
- ウ イの施設が攻撃等を受けた場合の被害様相
- エ 県警察及び鹿児島海上保安部等の体制
- オ 一時避難に使用可能な地下施設及び収容能力
- カ 医療機関及びベッド数
- キ NBC 対応可能医療施設及び資機材

② 情報連絡体制の確立

市は、県、県警察及び生活関連等施設等との相互の情報連絡について、連絡窓口の確認など平素からの体制を確立する。

③ 訓練

市は、県及び関係機関等と共同して、各種の事態様相に応ずる対処要領について研究するとともに、必要に応じて図上訓練を実施する。

また、防災訓練等と連携して、警報及び避難指示の伝達、住民の避難及び救援等について訓練する。

④ 物資等の備蓄

市は、食料及び生活必需品の流通備蓄について、市防災計画に準じて関係業者との協定を締結する。

(2) 警報及び避難の指示

① 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の住民への伝達は、市長が行うが、県と協議の上、必要な施設等には、県からも併せて伝達するよう要請する。

② 避難住民の誘導等

県は、避難の指示に当たっては、国の対策本部長の避難の指示を踏まえ、弾道ミサイルその他、直ちに避難を必要とする場合は近傍の屋内施設への避難を指示し、着上陸侵攻などあらかじめ避難の準備ができる場合は、関係機関及び運送機関等との緊密な連携のもと、避難の規模、準備のための時間的余裕及び利用可能な運送手段等を考慮し、努めて混乱発生を防止するよう事態の推移に応じて適切な指示を行う必要があることとされている。

この場合において、市は県と連携を図るなかで、J R九州株に増便を要請するなど鉄道輸送を活用することや、桜島フェリー、市電、市バスの効率的活用、自家用車の使用を制限して交通を確保し、指定公共機関等のバス、トラックを一元的に運行するなど、円滑な避難住民の誘導を図る。

(3) 避難住民等の救援

県が行う避難及び被災住民の救援に当たっては、平素の協定等に基づき、施設及び物資等の確保に努め、収容施設の供与、食料・飲料水の提供及び医療の提供等を優先して、救援の措置を実施することになる。

この場合においては、市は県との連携協力を努めることとする。

2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処（法 104 関係）

市内には、鹿児島、喜入地区に石油コンビナート等特別防災区域があるが、これらの施設の被害は、我が国の経済的能力等を低下させるとともに、国民生活に混乱を生じさせやすいことから、武力攻撃の脅威を受けやすい。

また、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）が適用されることから、市は、同法に定める措置を行うことを基本としつつ、それぞれの石油コンビナート等の特性に応じた災害の防止及び対処の措置を講ずる。

さらに、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

(1) 石油コンビナート等への武力攻撃災害に対する備え

① 市は、県と連携し武力攻撃災害の発生及び拡大を防止するため必要と認める場合は、石油コンビナート等施設の管理者に、警備の強化等の安全確保のための措置を要請する。

② 市長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、知事に対し、石油コンビナート施設及び周辺地域に立入制限区域の指定の行いを、県公安委員会又は鹿児島海上保安部に要請するよう求める。

(2) 県石油コンビナート等防災計画による対処の要請

市は、法その他の法律の規定に基づく石油コンビナート等への武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に当たっては、鹿児島県石油コンビナート等防災計画（以下「県石油コンビナート等防災計画」という。）に定められた措置を講ずるよう県へ要請する。

(3) 武力攻撃災害時における応急活動体制

① 通報体制

本市の石油コンビナート等に武力攻撃災害が発生した場合には、県石油コンビナート等防災計画に基づき、消防局は知事、県警察及び鹿児島海上保安部など関係機関に通報する。

② 石油コンビナート等現地防災本部

市は、特定事業者及び防災関係機関等と石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生及び拡大防止のため、県と連携して、災害防御活動を円滑かつ有効に実施する。

石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。本部長：市長）が設置された場合、現地本部は次の業務を行う。

ア 災害に関する情報の収集、伝達

イ 防災関係機関相互の情報連絡の調整

ウ 防災関係機関等が実施する応急対策の連絡調整

エ 防災資機材等の調達

オ 警戒区域の設定の勧告・告示

カ 避難の勧告・指示

キ 報道機関への発表

ク 防災本部への情報提供及び報告

ケ その他防災本部長が指示する事項

※現地本部は、石油コンビナート等防災本部長（本部長：知事）により設置される。

(4) 応急対策

① 救急・医療対策

ア 市長は、知事に対し、救急・救助のため自衛隊に災害派遣要請を行うよう求める。

イ 市長は、知事に対し、日本赤十字社鹿児島県支部又はその他の医療機関に対する応急医療の実施の要請を行うよう求める。

② 応援要請

市長は、応急措置の実施又は人命及び財産の保護のため必要があると認められるときは、知事を通じ、国及び他都道府県並びに自衛隊等関係機関に対して必要な応援要請を行うよう求める。

(5) 要員の安全の確保

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に努める。

3 桜島地域における対処

桜島は、市街地から東へ4 kmほど離れた対岸にあり、当該地域の住民を市街地側など島外に避難させる場合には、輸送手段に大きな制約がある。このため、当該地域住民の避難については、市地域防災計画も参考にしつつ、避難実施要領を作成する。

4 川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処

川内原子力発電所において、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずる。

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

- (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139 関係） **【全対策部】**
市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- (2) 通信機器の応急の復旧 **【本部総括班、消防対策部】**
市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。
また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。
- (3) 県に対する支援要請（法 140 関係） **【本部総括班】**
市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧（法 139 関係） **【全対策部】**

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、市が管理する道路、港湾・漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧 【全対策部】

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧（法 141 関係）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (法 168 関係)

(1) 国に対する負担金の請求方法 【本部総括班、財政班】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管 【全対策部】

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償 (法 159、160、令 40～44 関係) 【全対策部】

(1) 損失補償

市は、法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (法 161②関係) 【全対策部】

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対応事態への対応

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 (法 172②関係) 【本部総括班】

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 【全対策部】

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。